

那珂市子ども・子育て支援事業計画



那 珂 市

はじめに



平成17年に我が国は、人口動態の統計をとり始めて以来、初めて出生数が死亡数を下回り、出生数は106万人、合計特殊出生率は1.26といずれも過去最低を記録しました。少子化の急速な進行は、社会や経済、地域の存続を根幹から揺るがす事態をもたらしております。さらに子育てに関しては孤立感や負担感を感じる家庭の増加、待機児童の慢性化など多くの問題が解決には至っておりません。社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが、優先されるべき時代の要請となり、喫緊に取り組む課題となっています。

こうした中、本市では、平成17年に次世代育成支援対策推進法に基づく「那珂市次世代育成支援対策行動計画（前期計画）」を策定しました。さらに平成22年には、5年間を期間とする後期計画（子育て応援プラン）を策定し、社会全体で子育てをする環境づくりに向け、施策を推進してきたところです。

平成24年8月には、子ども・子育て関連3法が成立し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取り組みについて、市町村が主体となって推進することになりました。これを受け本市における子ども・子育て支援のニーズを反映した「那珂市子ども・子育て支援事業計画」を策定したところです。

今後は第1次那珂市総合計画後期基本計画の「健やかで生きがいをもって暮らせるまちづくり」に掲げられた、「安心して子どもを産み育てられる環境を整える」ための取り組みの一環として、本計画に基づく施策展開を図り、社会全体での子育て支援をさらに力強く推進してまいります。

最後に本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました那珂市子ども・子育て会議委員、関係各位をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様に對しまして、心からお礼を申し上げます。

平成27年3月

那珂市長

海野 徹

目 次

第1章 計画の概要

1 計画の背景と目的	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 新制度における事業の概要	4
5 策定体制	6

第2章 那珂市の現状

1 子育て家庭を取り巻く環境	8
2 ニーズ調査の結果	11
3 保育施設・幼稚園の状況	17

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念	22
2 基本方針	22
3 基本目標	23
4 施策の構成	24

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1 量の見込みの算出方法	26
2 教育・保育提供区域の設定	32
3 教育・保育の量の見込みと確保方策（確保の内容）	33
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	37

第5章 次世代育成支援の取組事業

1 基本目標と体系	54
2 次世代育成支援対策行動計画の進捗と評価	55
基本目標1 安心して子どもを産み育てることのできるまちづくり	57
基本目標2 子どもが元気に成長できるまちづくり	63
基本目標3 地域社会全体が子育てを支えるまちづくり	67

第6章 計画の推進

1 計画の推進	72
2 計画の進行管理	72

第7章 資料編

那珂市子ども・子育て会議条例	74
那珂市子ども・子育て支援事業計画推進ワーキング委員会設置要項	76
那珂市子ども・子育て会議委員名簿	78
那珂市子ども・子育て支援事業計画ワーキング委員会委員名簿	79
子ども・子育て支援新制度に関する用語集	80

第 1 章

計画の概要

1 計画の背景と目的

少子高齢化の進行に伴う人口減少社会の到来と都市への人口流失などにより、多くの市町村では地域活力の低下が懸念され国や地方自治体、地域をあげて子育てを支援するなど新たな支え合いの仕組みを構築することが時代の要請となっています。

国は平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、那珂市においても同法に基づく「那珂市次世代育成支援対策行動計画（子育て応援プラン）」を策定し、総合的な施策を推進しているところです。こうした子育て支援策を講じてもなお、子育てをめぐる環境は厳しく、国においてはなお一層子育てをしやすい社会にしていこうため平成 24 年 8 月には「子ども・子育て関連 3 法（子ども・子育て支援法等）」を制定し、それに基づき平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。新たな制度では、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供、②保育の量的拡大、③地域における子ども・子育て支援の充実等の取組みを進めていくこととなります。

新制度においては基礎自治体である市町村が実施主体として位置づけられていることから、「子ども・子育て関連 3 法（子ども・子育て支援法等）」に基づく国の基本指針を踏まえ、本市の子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に行うための新たな計画を策定します。

2 計画の位置づけ

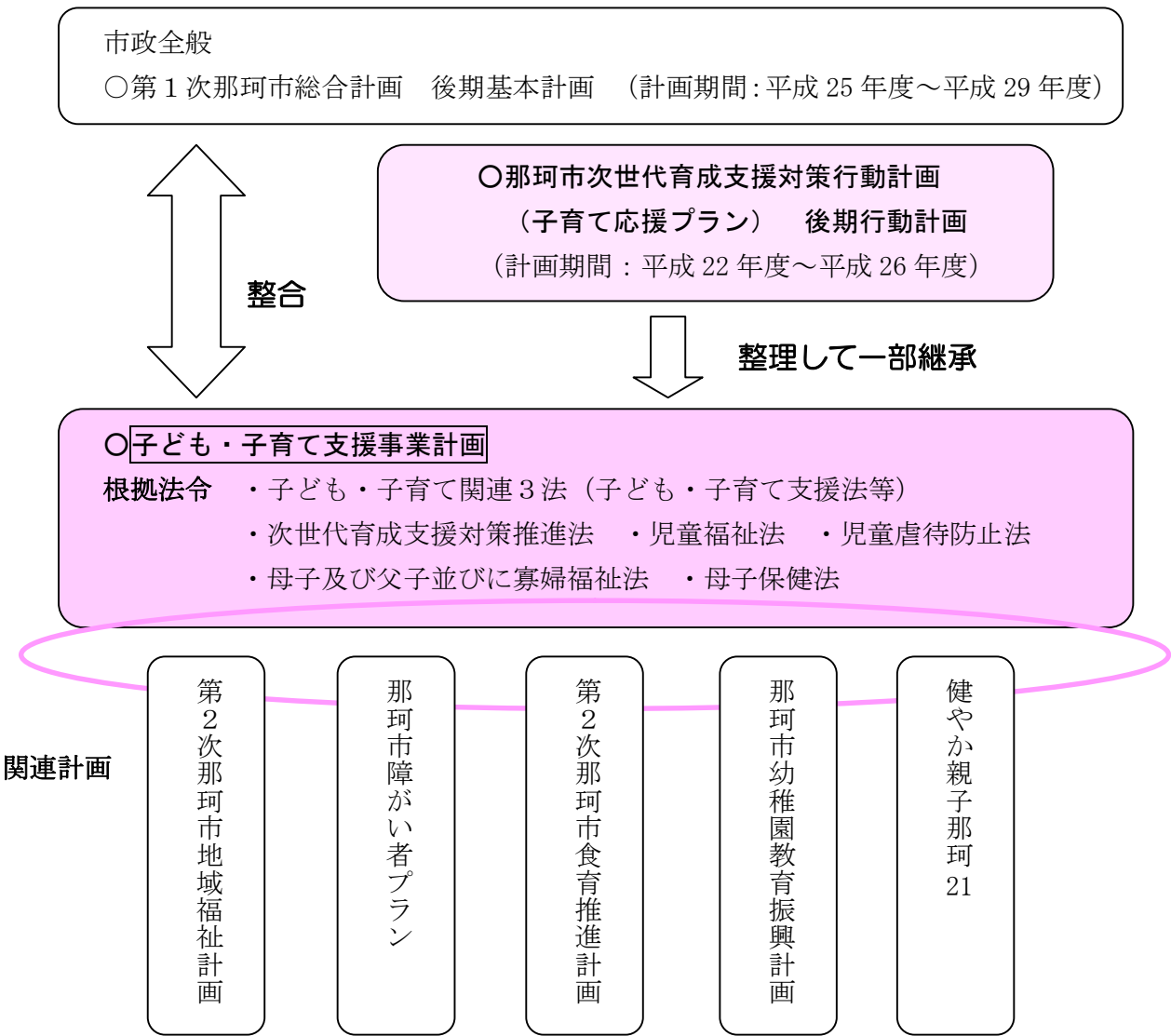
（１）新たな計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みの構築を目指すものです。

策定に当たっては、「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針を踏まえると同時に、これまで取組みを進めてきた「次世代育成支援対策推進法」に基づく「那珂市次世代育成支援対策行動計画（子育て応援プラン）」の基本的な考え方等の継承を図りつつ、子ども・子育て支援に関するさまざまな施策の体系化を進めます。

（２）他の計画との関係

本計画は「第 1 次那珂市総合計画」が掲げる基本理念や将来像をもとに、那珂市における子ども・子育て支援に関する総合的な計画です。また、健康・福祉などの各種計画との整合を図るとともに、その他の分野の個別計画との連携を図ります。



3 計画の期間

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
第 1 次那珂市総合計画				第 2 次那珂市総合計画	
			見直し		
	那珂市子ども・子育て支援事業計画				
	那珂市次世代育成支援対策行動計画				

4 新制度における事業の概要

(1) 新制度の事業の内容

「子ども・子育て支援新制度」とは、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法）の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

「子ども・子育て支援新制度」の主なポイントは「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」です。

① 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」制度の改善、普及促進（「幼保連携型認定こども園」について設置手続きの簡素化、財政支援の充実・強化）

② 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定

教育・保育に対する財政措置の充実（認定こども園、幼稚園、保育所の給付制度の統一、地域型保育事業の給付制度の創設）

③ 地域の子ども・子育て支援の充実

子育てに対する多様な支援の充実（利用者支援事業の創設、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなど既存の「地域子ども・子育て支援事業」の充実）

(2) 給付支援事業

新制度のもとで保護者等に提供されるサービスは、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されます。

子ども・子育て支援給付	
認定こども園 幼稚園 認可保育所 =施設型給付の対象	小規模保育事業 家庭的保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業 =地域型保育給付の対象
地域子ども・子育て支援事業	
①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健康診査事業 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業） ⑥子育て短期支援事業 ⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	⑧一時預かり事業（幼稚園、保育所、ファミリー・サポート・センター） ⑨時間外保育事業（延長保育事業） ⑩病児・病後児保育事業 ⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ※各事業の概要については38～51ページに記載

①子ども・子育て支援給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等の施設を利用した場合に給付対象となります。

給付額が確実に子育て支援に使われるようにするため、原則として保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。

給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

■ 施設型給付

施設型給付の対象は、「認定こども園」「幼稚園」「保育所」等の教育・保育施設です。市町村が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。

ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

ア 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

イ 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

■ 地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象は、「小規模保育」「家庭的保育」「居宅訪問型保育」「事業所内保育」の4種類から構成されます。

②地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。子ども・子育て支援法で交付金の対象となる事業が13事業定められています。

(3) 保育認定について

「子ども・子育て支援法」では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	子の年齢と認定		利用先
1号認定	教育標準時間 認定	お子さんが満3歳以上で 教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上・ 保育認定	お子さんが満3歳以上で「保育の 必要な事由」に該当し、保育所等 での保育を希望される場合	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満・ 保育認定	お子さんが満3歳未満で「保育の 必要な事由」に該当し、保育所等 での保育を希望される場合	保育所、認定こども園 地域型保育

5 策定体制

(1) 那珂市子ども・子育て会議の設置

計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法において市町村に設置することが努力義務化されている「審議会その他の合議制の機関」として「那珂市子ども・子育て会議」を設置しました。

(2) ニーズ調査

計画の策定に先立ち、就学前の児童がいる全世帯 2,042 人を対象に、子育ての実態や教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望を把握するため、平成 25 年 11 月にニーズ調査を行いました。

(3) パブリック・コメント

計画案に対して、市民の皆さまから幅広く意見をいただくために、平成 27 年 2 月 10 日（火）から平成 27 年 3 月 2 日（月）までパブリックコメントを実施しました。

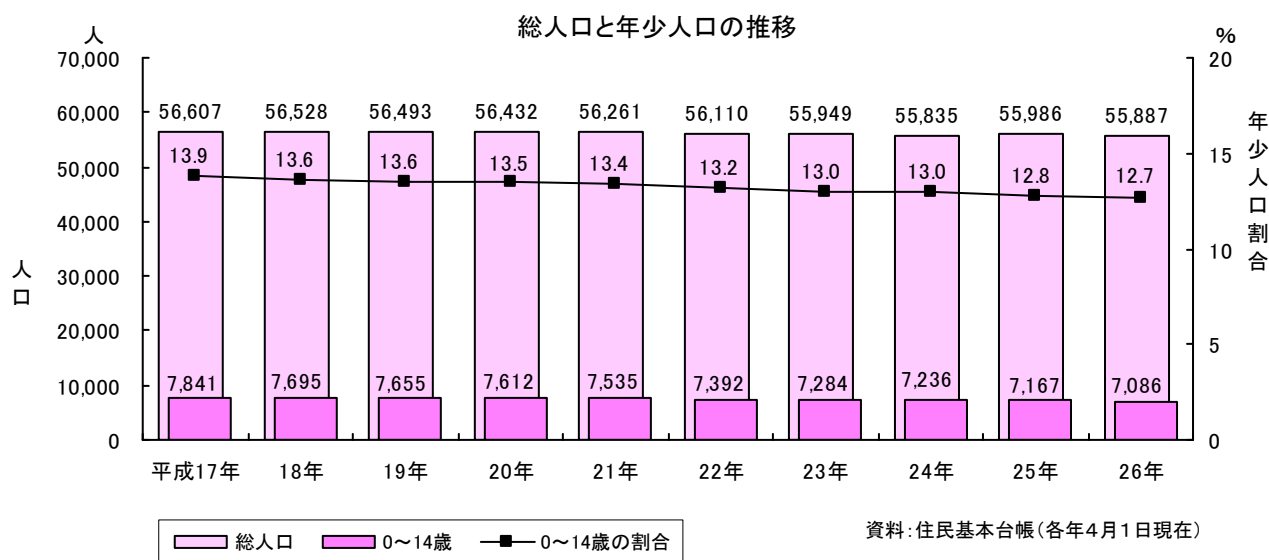
第 2 章

那珂市の現状

1 子育て家庭を取り巻く環境

(1) 総人口と年少人口の推移

本市の人口は、平成26年4月1日現在55,887人で、平成17年からの10年間はほぼ横ばいから減少気味に推移しています。同期間、年少人口（0～14歳）の減少は著しく、平成17年7,841人から平成26年7,086人となっています。



(2) 世帯の家族類型の推移

国勢調査による家族類型別世帯をみると、平成22年の核家族世帯割合は総世帯数の68.0%を占め、県の57.8%や全国の56.4%を大きく上回ります。核家族世帯のうち、最も大きな割合は「夫婦と子ども」世帯の35.0%ですが、次第にその割合は減少しつつあります。平成7年から平成22年にかけて18歳未満の子どもがいる世帯は20.5%減、なかでも両親と子どもと祖父母の世帯は51.2%減と大幅な減少を続けています。

一般世帯の家族類型の推移

単位:世帯、%

区 分	那珂市						県
	平成12年		平17年		平成22年		平成22年
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	構成比
核家族世帯	11,657	67.5	12,209	67.9	12,824	68.0	57.8
夫婦のみ	3,448	20.0	3,978	22.1	4,509	23.9	19.5
夫婦と子ども	6,968	40.4	6,776	37.7	6,596	35.0	29.4
ひとり親と子ども	1,241	7.2	1,455	8.1	1,719	9.1	8.9
男親と子ども	220	1.3	261	1.5	293	1.6	1.5
女親と子ども	1,021	5.9	1,194	6.6	1,426	7.6	7.4
核家族以外の世帯	3,286	19.0	3,119	17.3	2,798	14.8	15.6
非親族を含む世帯	47	0.3	53	0.3	119	0.6	0.9
単独世帯	2,267	13.1	2,613	14.5	3,113	16.5	25.8
合 計	17,257	100.0	17,994	100.0	18,854	100.0	100.0

(注)一般世帯とは、病院、寮などの施設を除いた世帯

(資料)国勢調査

※端数処理の関係で構成比計が100.0にならない場合があります。

一般世帯の構成比の比較(平成22年)

	核家族世帯				単位: %	
	夫婦のみ	夫婦と子ども	ひとり親と子ども	核家族以外の世帯	非親族を含む世帯	単独世帯
那珂市	23.9	35.0		9.1	14.8	0.6 16.5
茨城県	19.5	29.4		8.9	15.6	0.9 25.8
全国	19.8	27.9		8.7	10.3	0.9 32.4

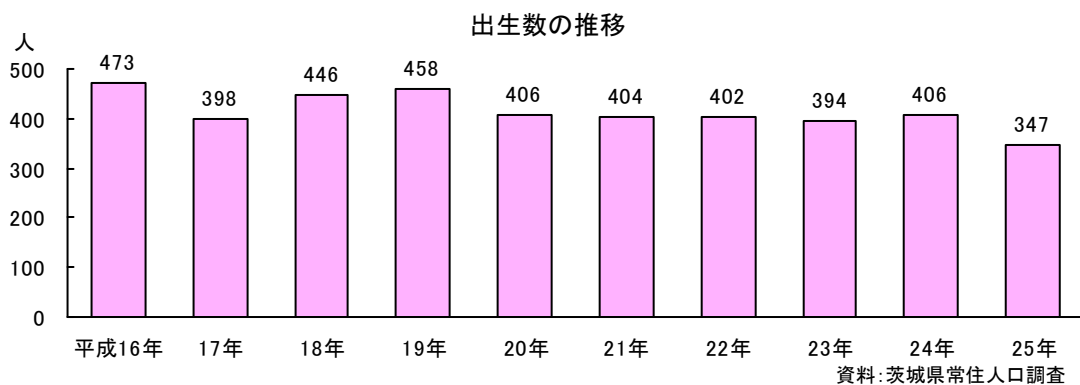
(資料)国勢調査

	子どものいる世帯の推移		単位: 世帯
	6歳未満	18歳未満	
平成7年	2,226	6,429	
12年	2,114	5,931	
17年	2,100	5,485	
22年	1,916	5,110	

資料: 国勢調査

(3) 出生数及び合計特殊出生率の推移

平成16年からの出生数の推移をみると平成20年以降は400人前後で推移していますが、平成25年には347人と大きく落ち込んでいます。

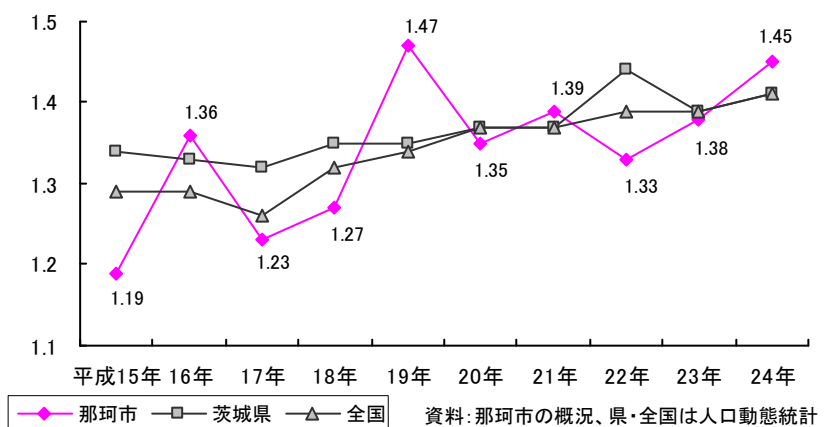


合計特殊出生率(女性が一生の間に産むと考えられる子どもの数)の推移をみると、平成15年は1.19でしたが、その後回復し、平成24年は1.45と回復傾向にあります。

合計特殊出生率の推移

	那珂市	茨城県	全国
平成15年	1.19	1.34	1.29
16年	1.36	1.33	1.29
17年	1.23	1.32	1.26
18年	1.27	1.35	1.32
19年	1.47	1.35	1.34
20年	1.35	1.37	1.37
21年	1.39	1.37	1.37
22年	1.33	1.44	1.39
23年	1.38	1.39	1.39
24年	1.45	1.41	1.41

資料: 「那珂市の概況」、県・全国は「人口動態統計」



第2章 那珂市の現状

(4) 女性の年齢別労働力率の推移

国勢調査によると平成22年の女性の年齢別労働力率は、15～19歳を除くいずれの年齢層も本市の労働力率が県を上回っています。その中でも20～24歳は本市の73.4%に対し県は68.5%にとどまり、本市が大きく上回ります。

5歳階級ごとの女性の労働力率は、一般的には20歳代前半で就職し、結婚や出産により一時離職、その後再就職するM字型のカーブを描きますが、本市も例外ではなく、30～34歳で低下し徐々に回復するカーブを描いています。

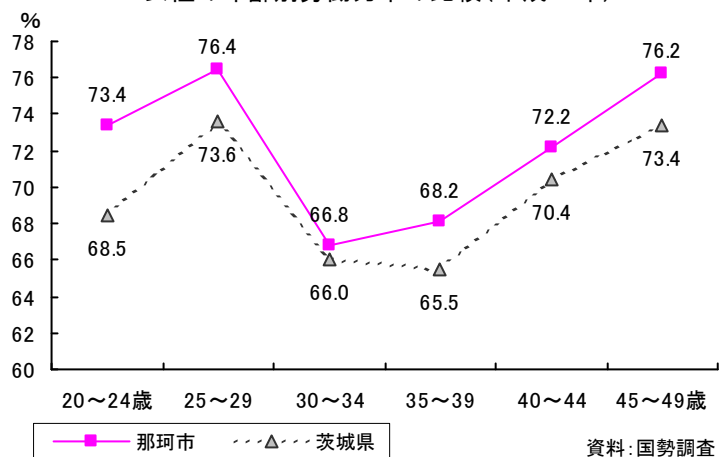
また、本市の平成17年と平成22年の労働力率を比較すると30～34歳から60～64歳の年齢層全てにおいて平成22年が平成17年を上回っており、女性の就労意欲の高まりを見ることができます。

女性の年齢別労働力率の推移 単位：％

	平成17年	平成22年	
	那珂市	那珂市	茨城県
15～19	14.2	11.3	15.0
20～24歳	75.4	73.4	68.5
25～29	76.6	76.4	73.6
30～34	64.0	66.8	66.0
35～39	62.7	68.2	65.5
40～44	71.5	72.2	70.4
45～49歳	73.4	76.2	73.4
50～54	68.6	73.9	71.1
55～59	57.5	62.8	61.6
60～64	36.9	44.0	43.9
65～69	31.1	27.1	26.1
70～74	26.7	21.4	16.9
75～79	19.3	17.5	10.6
80～84	10.0	9.9	6.1
85歳以上	2.5	3.8	2.2

資料：国勢調査

女性の年齢別労働力率の比較(平成22年)



※労働力率…生産年齢人口に対する労働力人口の比率。

労働力として経済活動に参加している者の割合。

2 ニーズ調査の結果

(1) 調査の概要

子ども・子育て支援新制度が実施されることに伴い、子育て家庭ニーズの動向分析等を行い、市の現状と今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的とした調査を実施しました。

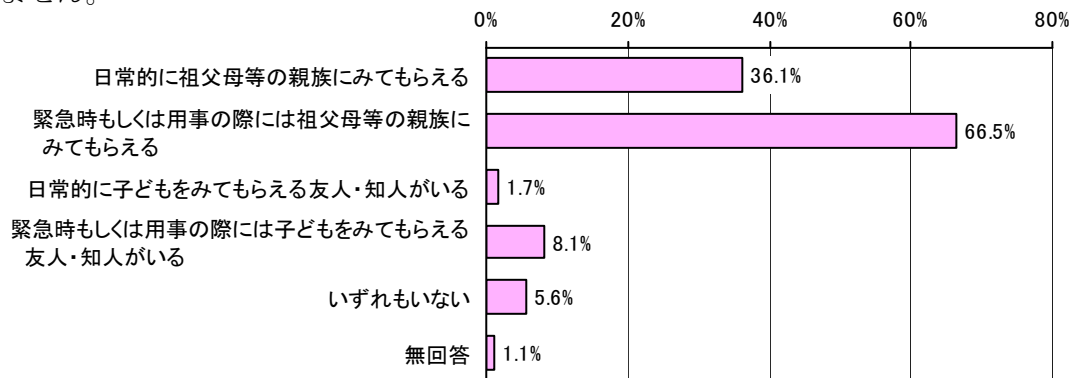
調査名	対象者	調査方法	調査時期	有効回収数 (有効回収率)
就学前児童 調査	市内在住の 就学前の児童が いる全2,042世帯	郵送配布・ 郵送回収	平成25年 11月1日～ 11月30日	941 (46.08%)

(2) 調査結果

①日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無

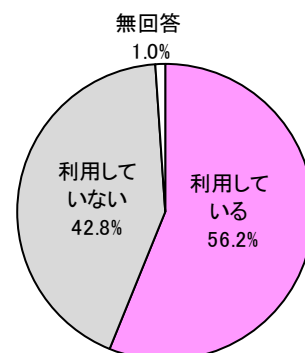
子どもをみてもらえる親族・知人については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」66.5%が最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」36.1%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」8.1%、「いずれもない」5.6%、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」1.7%となっています。

みてもらえるが多いものの「日常的にみてもらえる」を選んだかたはそれほど多くありません。



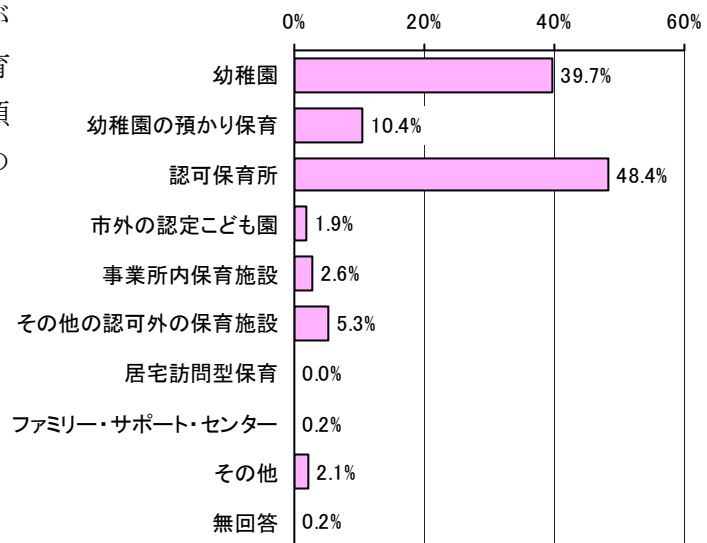
②幼稚園や保育所等の利用状況

平日の定期的な教育・保育の事業の利用状況は、「利用している」の割合が56.2%に対し、「利用していない」が42.8%と、「利用している」割合が上回っています。



③利用している教育・保育事業の種類

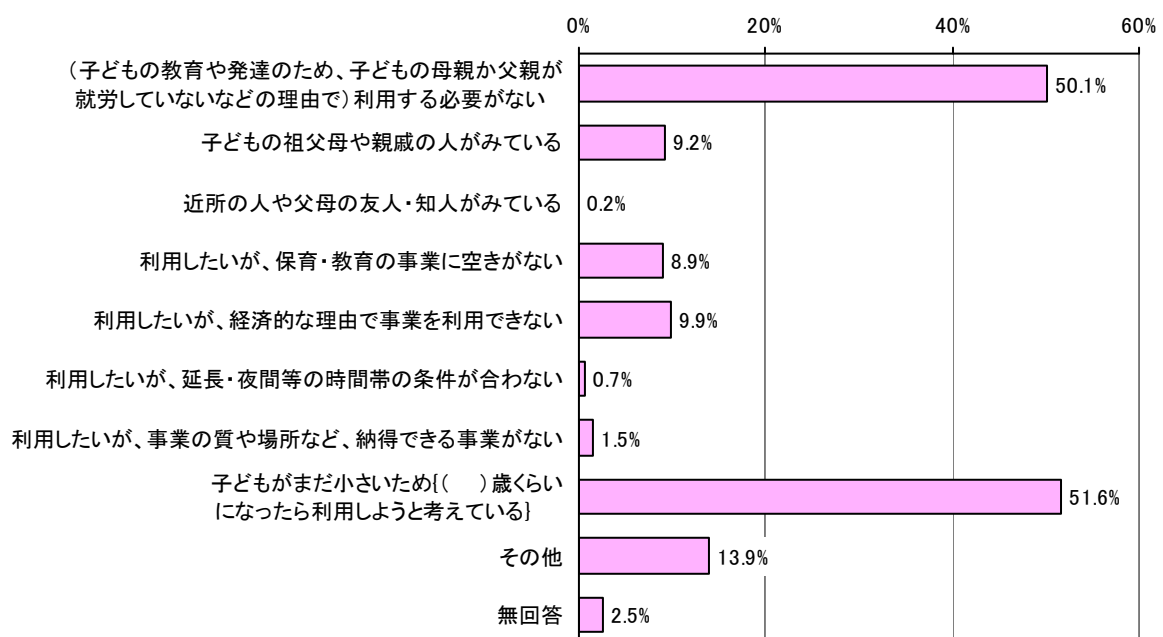
平日の教育・保育の事業の利用種別は、「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）」の割合が48.4%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が39.7%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」が10.4%となっています。



④定期的に教育・保育事業を利用していない理由

定期的な教育・保育事業を利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため〔（ ）歳くらいになったら利用しようと考えている〕」の割合が51.6%と最も高くなっています。また、「（子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で）利用する必要がない」の割合も50.1%と比較的高くなっています。

教育・保育事業の利用開始年齢は、「3歳」の割合が34.6%と最も高くなっています。

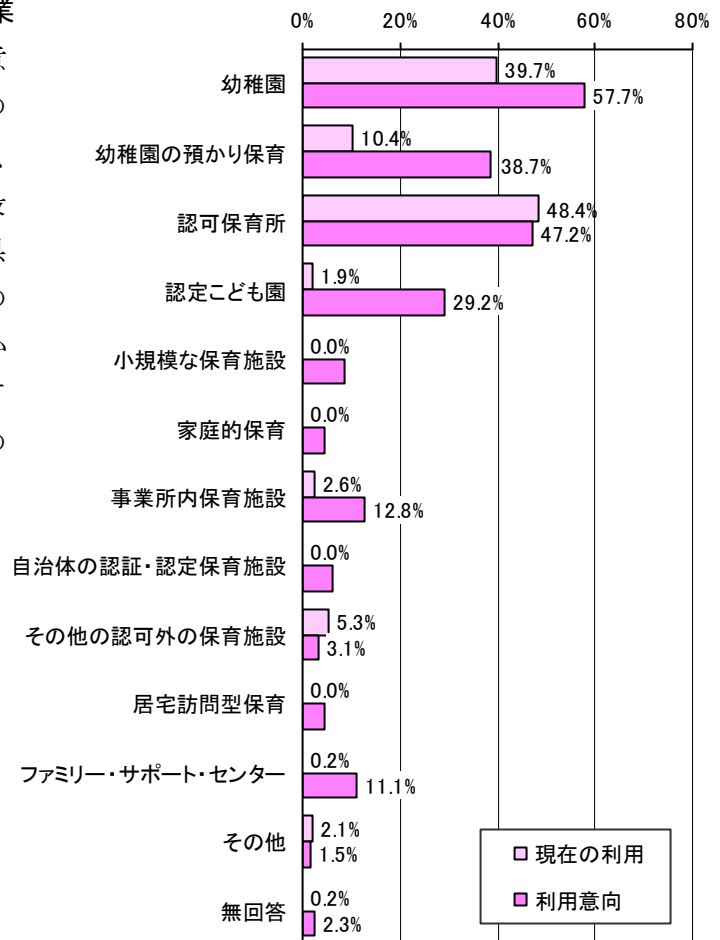


⑤定期的に利用したい教育・保育事業

平日の教育・保育の事業の利用意向は、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が57.7%と最も高く、次いで「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）」が47.2%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」が38.7%となっています。

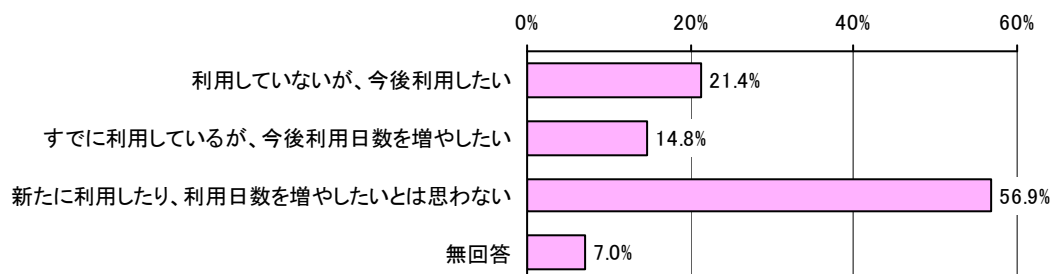
平成25年10月時点で那珂市には認定こども園はありませんが、ニーズ調査の結果から高い利用意向があることがわかります。

※ニーズ調査実施時に認定こども園を利用している1.9%は市外の認定こども園利用者です。



⑥地域子育て支援拠点事業の利用意向

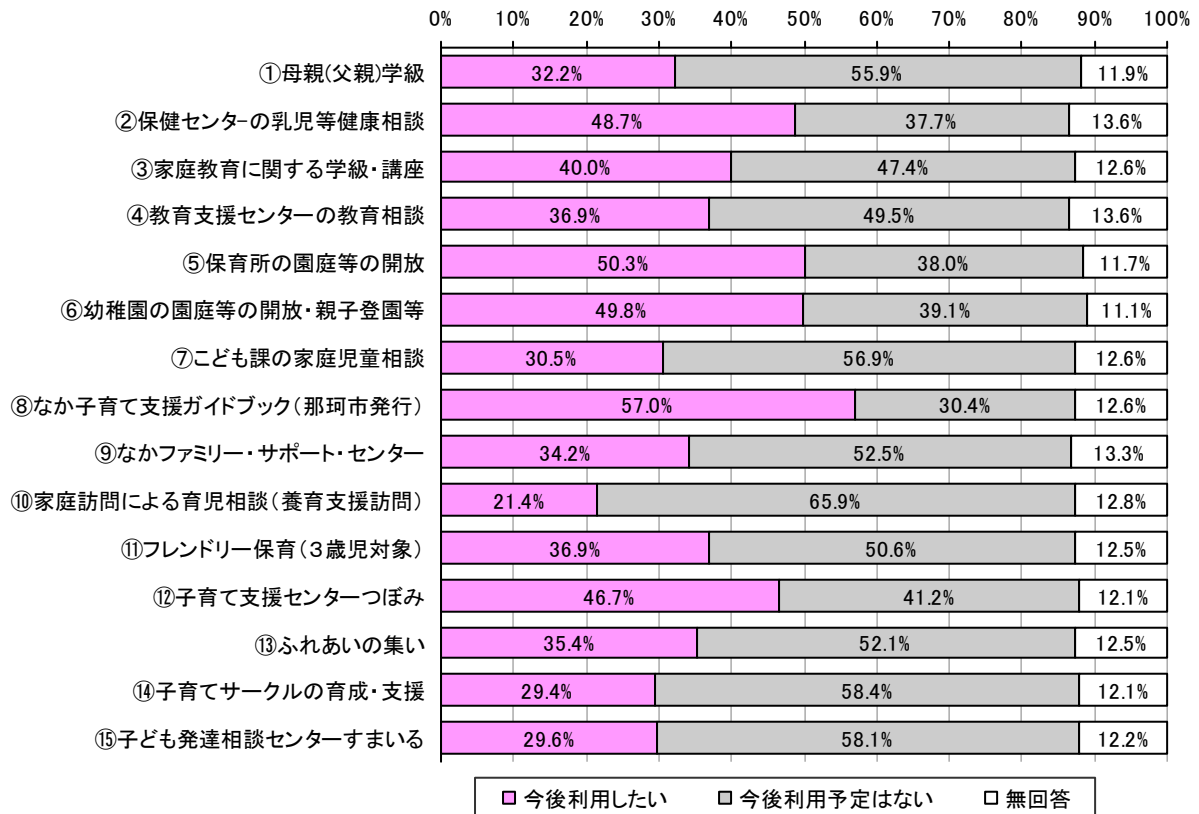
地域子育て支援拠点事業の新規の利用及び利用拡大の意向は、「利用していないが、今後利用したい」21.4%と「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」14.8%の合計割合が36.2%に対し、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が56.9%となっています。



第2章 那珂市の現状

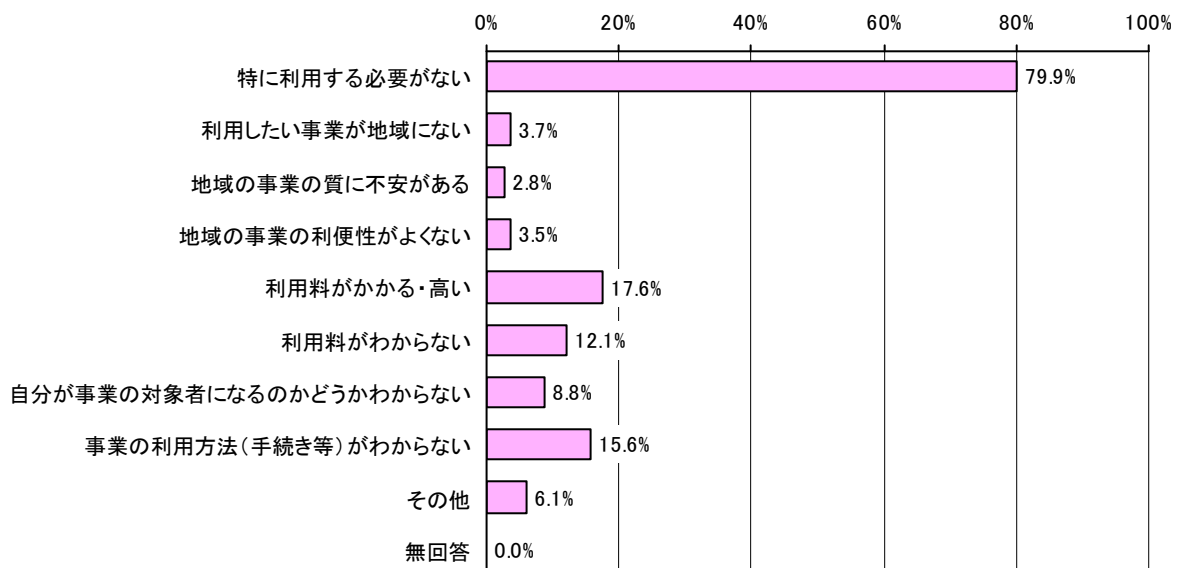
⑦地域の子育て支援事業等の利用意向

地域の子育て支援事業等の利用意向は、育児に必要な情報「なか子育て支援ガイドブック（那珂市発行）」の割合が57.0%と最も高い結果となりました。ガイドブックだけでなくホームページも含め子育て情報の提供を推進し支援につなげます。



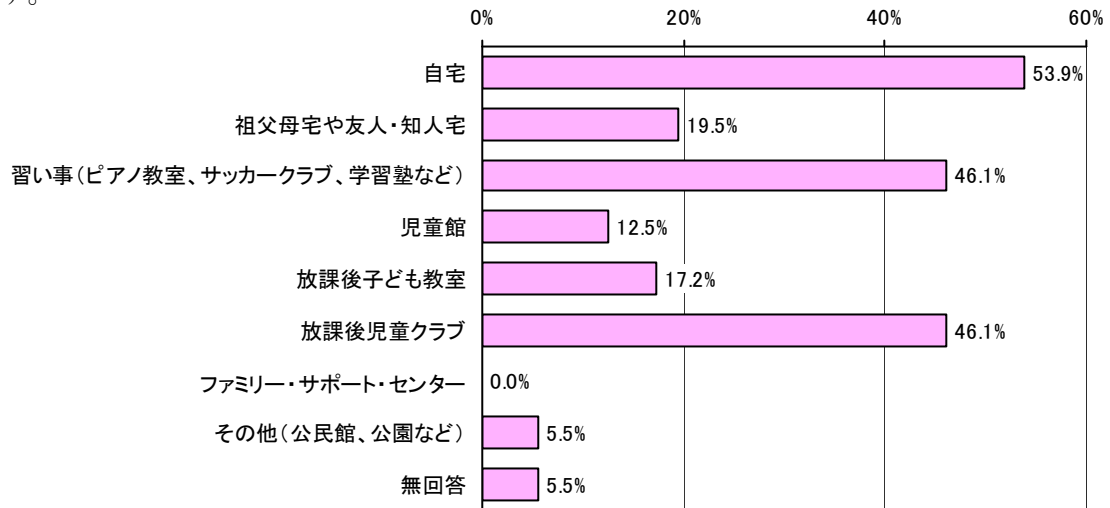
⑧一時預かり等を現在利用していない理由

預かり保育事業を現在利用していない理由としては「特に利用する必要がない」が79.9%となっています。



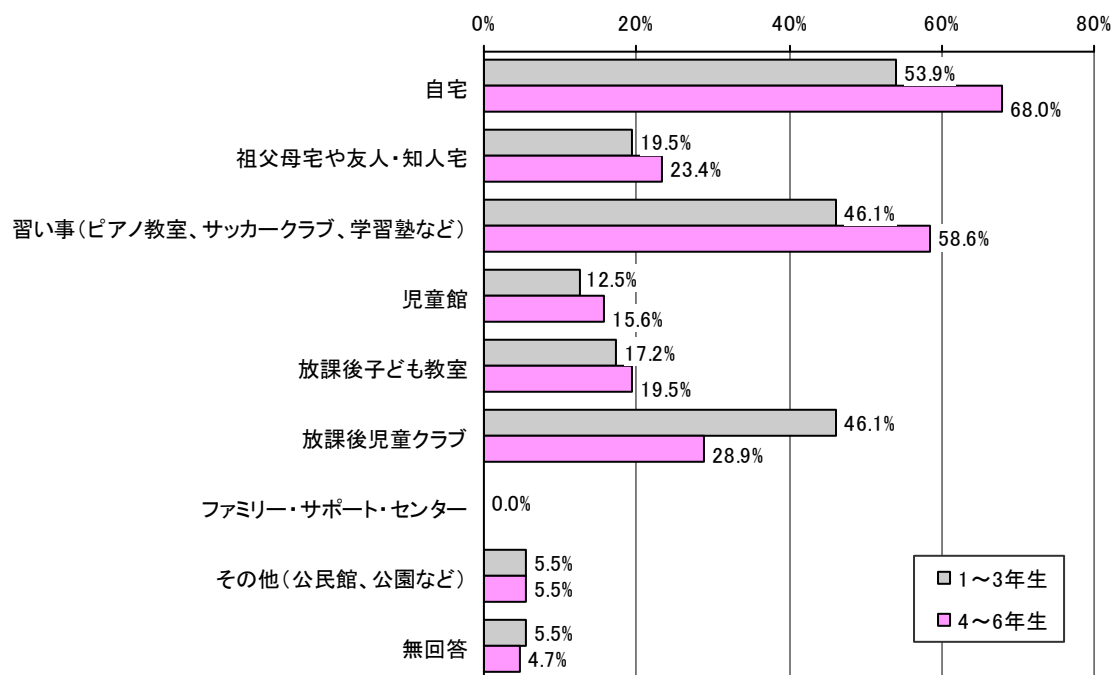
⑨放課後の過ごし方（小学校低学年）

放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかについて聞きました。小学校低学年（1～3年生）のうちの希望する子どもの放課後の過ごし方は、「自宅」の割合が53.9%と最も高く、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「放課後児童クラブ」とともに46.1%といずれも5割弱と高くなっています。



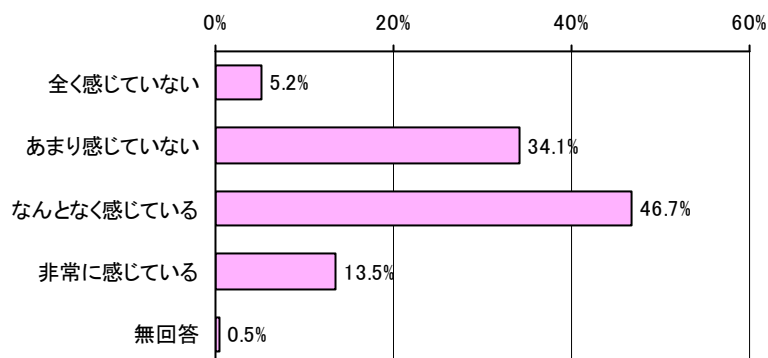
⑩放課後の過ごし方（小学校高学年）

小学校高学年（4～6年生）になったら希望する子どもの放課後の過ごし方は、「自宅」の割合が68.0%と最も高く、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が58.6%と続いています。また、「放課後児童クラブ」の割合は、1～3年生の時と比べ利用意向が減少し、28.9%となっています。



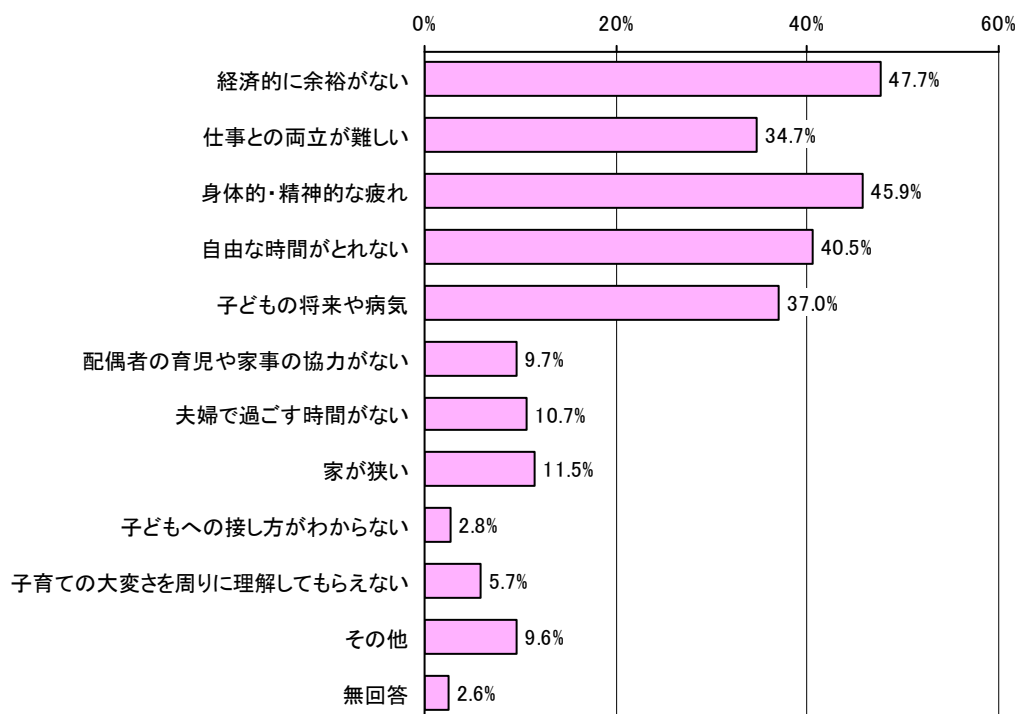
⑪子育てに対する不安や負担

子育てに対する不安や負担は、「何となく感じている」46.7%と「非常に感じている」13.5%の合計が60.2%、「あまり感じていない」34.1%と「全く感じていない」5.2%の合計が39.3%で不安や負担を感じているかたが多くなっています。



⑫子育てに不安や負担を感じる理由

子育てに不安や負担を感じる主な理由は、「経済的に余裕がない」の割合が47.7%で最も高く、「身体的・精神的な疲れ」の割合が45.9%、「自由な時間が取れない」の割合が40.5%とそれぞれ4割を超えて高くなっています。



3 保育施設・幼稚園の状況

(1) 保育施設

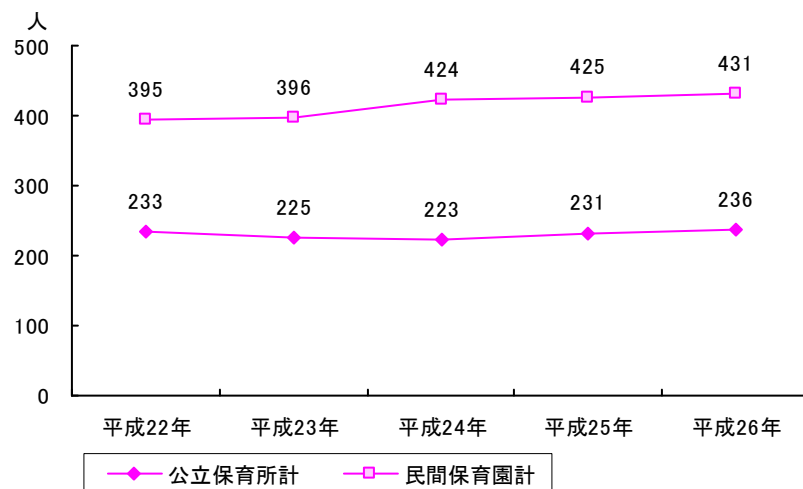
本市の認可保育所は、公立2保育所、私立4保育園があります。平成22年から平成26年までの推移をみると、入所児童数は増加傾向にありますが、公立保育所はほぼ横ばい、私立保育園はやや増加となっています。

0歳児を除いた1歳児から5歳児までいずれも入所児童数が保育所定員を上回っています。

認可保育所(園)園児数の推移 単位:人

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
菅谷保育所	169	159	161	165	168
額田保育所	64	66	62	66	68
公立保育所計	233	225	223	231	236
ゆたか保育園	82	96	104	117	124
かしま台保育園	94	91	84	100	101
ごだい保育園	94	87	104	88	89
瓜連保育園	125	122	132	120	117
民間保育園計	395	396	424	425	431
広域委託入所	25	37	43	45	50
合計	653	658	690	701	717

各年4月1日現在



保育所入所児童数年齢別内訳(平成26年)

単位:人

	入所児童数
0歳児	34
1歳児	104
2歳児	132
3歳児	136
4歳児	158
5歳児	153
計	717

4月1日現在

第2章 那珂市の現状

(2) 幼稚園

本市の幼稚園は公立が6園、私立が3園あります。平成22年から平成26年までの推移をみると公立幼稚園の園児数の減少、私立幼稚園の園児数の増加となっていますが、園児数全体は減少傾向にあります。

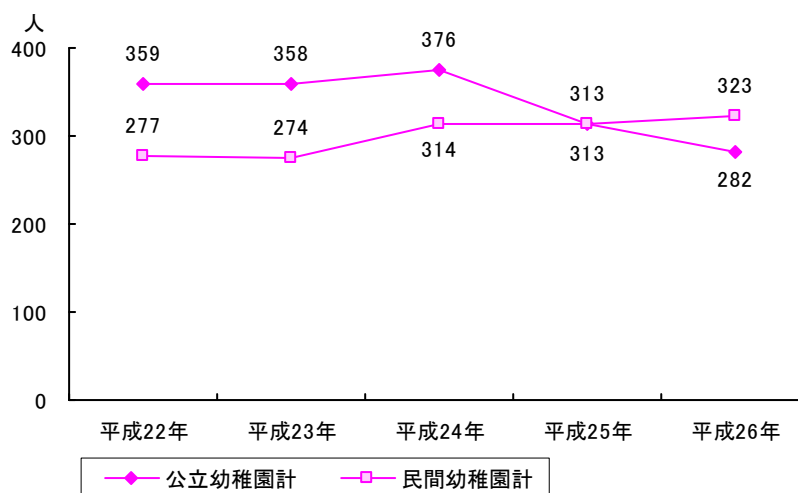
3歳児保育を平成24年度から廃止したことも公立幼稚園の園児数の減少に影響しています。

幼稚園園児数の推移

単位:人

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
横堀幼稚園	40	39	43	33	36
額田幼稚園	40	43	42	34	22
菅谷幼稚園	142	136	148	122	118
菅谷西幼稚園	56	56	53	40	33
五台幼稚園	35	31	36	35	30
芳野幼稚園	46	53	54	49	43
公立幼稚園計	359	358	376	313	282
さいせい幼稚園	27	30	30	30	41
大成学園幼稚園	120	127	155	151	140
ナザレ幼稚園	130	117	129	132	142
民間幼稚園計	277	274	314	313	323
定員	940	940	972	937	937
合計	636	632	690	626	605

各年5月1日現在



(3) 学童保育所

学童保育所の入所児童数は、平成26年4月1日現在454人となっています。平成23年から平成26年まではほぼ横ばいで推移しています。学童保育所は10か所ありますが、地域によっては利用人数にばらつきがみられるとともに、待機児童を生じています。

学童保育所の利用の推移(公設)

単位:人

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
入所児童数	468	445	460	445	454
定員	480	480	480	505	510

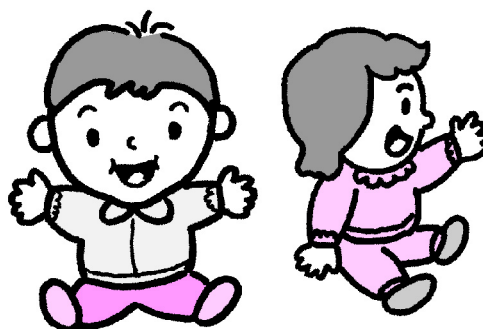
各年4月1日現在

学童保育所の状況(平成26年)(公設)

単位:人

	定員数	児童数	在所率	待機児童数
本米崎学童	20	12	60.0 %	0
横堀学童	40	38	95.0 %	0
額田学童	60	51	85.0 %	0
菅谷学童	80	76	95.0 %	0
菅谷東学童	70	76	108.6 %	6
菅谷西学童	50	50	100.0 %	0
五台学童	60	65	108.3 %	8
芳野学童	60	40	66.7 %	0
木崎学童	30	17	56.7 %	0
瓜連学童	40	40	100.0 %	0
合計	510	465	91.2 %	14

7月1日現在



第 3 章

計画の基本的考え方

1 基本理念

子どもをギュッとだきしめて歩きはじめよう

那珂市では「子どもをギュッとだきしめて歩きはじめよう」を基本理念に、次世代育成支援対策行動計画を推進してきました。子どもの笑顔は限りない那珂市の財産であり、那珂市の幸せは、ここに暮らし、ここで成長する「子ども市民」の幸せにほかなりません。子どもは、「周りを明るくする」力でいっぱいです。

家庭も学校も地域も、この明るさで満たされて欲しいと願っています。3つの場所はそれぞれに違うけれど、「全部が必要、全部がつながり」力を合わせながら子どもの育成が図られるべきです。子育ての第一義的な責任は父母や保護者にありますが、同時に、子どもを育てていくことは社会全体の責務でもあります。こうした基本認識にたった上で、少子化やそれに伴う子どもを取り巻く家庭や社会環境の変化の中で、子どもたちにしっかり向き合いながら、子どもたちが元気でにぎわいのあるまちを生み出し、子どもの育ちと子育ての喜びが実感できるよう、これまでの基本理念を踏襲して、子育て支援の施策を推進します。

2 基本方針

本計画では、次の3つを基本方針として「子ども・子育て支援新制度」における子育て支援施策に取り組めます。

(1) 全ての子育て家庭への支援

核家族化や就業形態の多様化、地域との関わりの希薄化が進む中で、子育てをする父母や保護者が孤立感をはじめ、育児に過大なストレスを感じることはないよう全ての子どもに対する健やかな育ちと多様な子育て支援サービスを提供します。

(2) 妊娠・出産からの切れ目のない支援

妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うとともに保護者の気持ちを受け止め、発達段階に応じた子どもとの関わり方に関する保護者の学びの支援を充実させます。

(3) 地域社会全体での子育て支援

全ての市民が、子どもは社会の宝という思いを共有し、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、市民一人ひとりができることから、身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組みづくりに取り組めます。

3 基本目標

基本目標1 安心して子どもを産み育てることができるまちづくり

子育てに魅力や喜び、楽しみを感じ、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりや、結婚や子育てへの希望を実現するために必要な子育てと仕事を両立する家庭づくりの支援や妊娠、出産、育児についての相談体制の整備を進めます。

基本目標2 子どもが元気に成長できるまちづくり

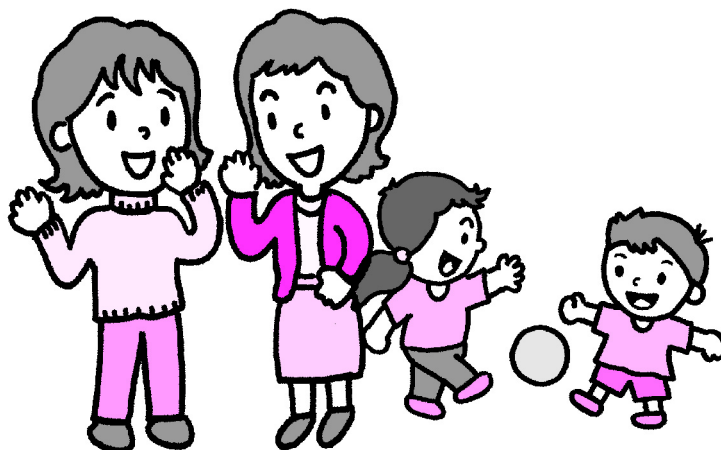
道路、公園、住宅など子育てしやすい生活環境の整備、子どもが人間として尊重される社会づくり、個性豊かで創造性のある学びの場の構築など、子どもが子どもらしく元気に成長できるまちづくりを進めます。

基本目標3 地域社会全体が子育てを支えるまちづくり

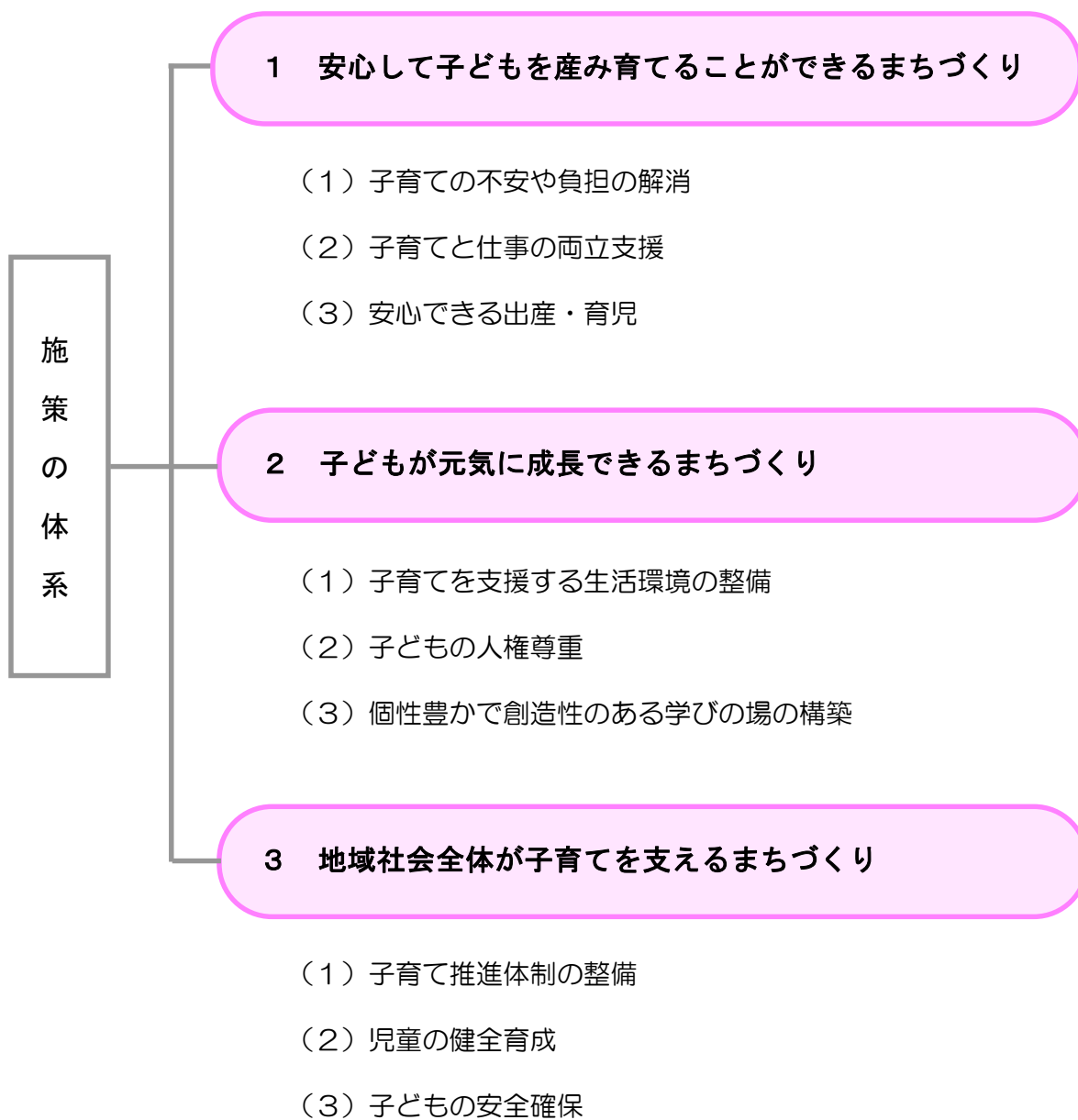
市民が子育てに関心を持ち、地域社会全体で子育てを支援し、児童の健全育成につなげるとともに、くらしの中で親子の安全確保を図ります。

【3つのキーワード】

安心して子どもを産み育てることができるまちづくり、子どもが元気に成長できるまちづくり、地域社会全体が子育てを支えるまちづくりという3つの目標を実現するために、「人づくり」「場所づくり」「情報づくり」を推進します。



4 施策の構成



第4章

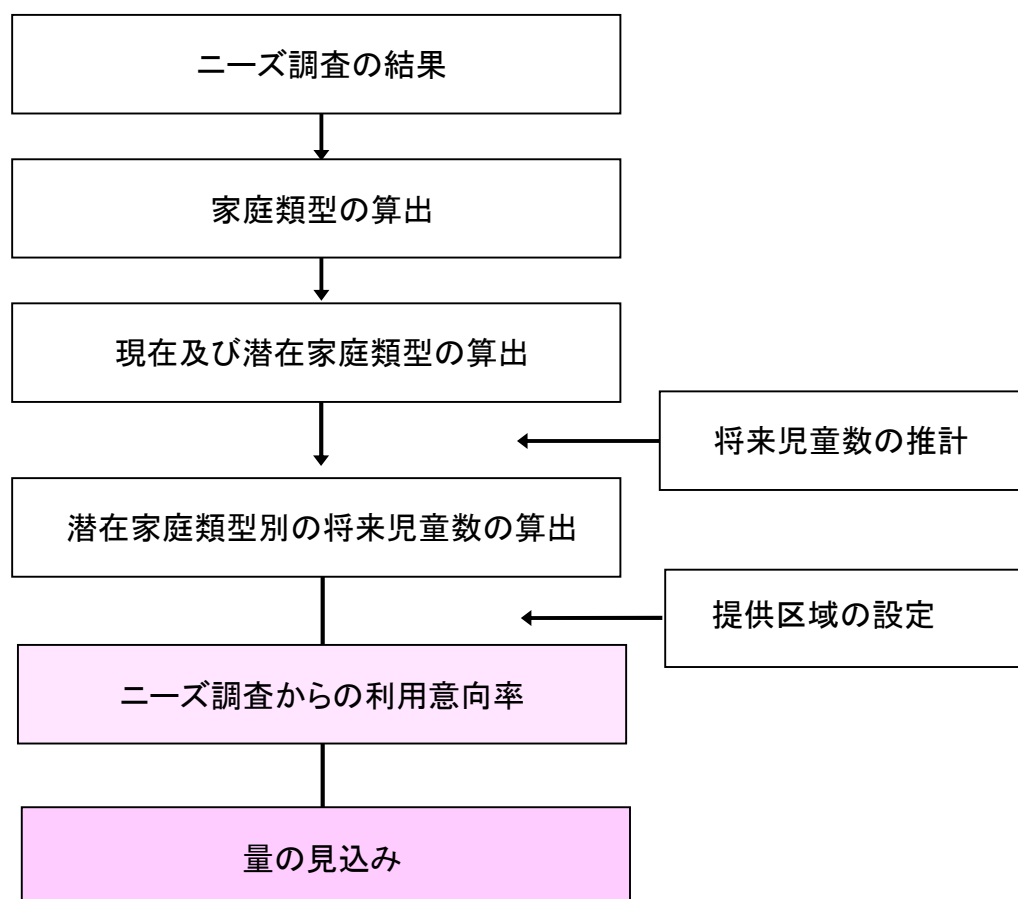
子ども・子育て支援事業計画

1 量の見込みの算出方法

(1) 算出方法

平成 27 年度からスタートする子ども・子育て支援新制度では、市町村において5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされており、ニーズ調査から保護者の就労状況及び今後の就労傾向、保育所や幼稚園などの利用希望、地域子ども・子育て支援事業の実施について必要とされる量の見込みを算出し、今後の目標として利用定員及び確保方策を定めることとなっています。

量の見込みの算出に当たっては、国から「市町村こども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き」が示されていることから、その手引きに準じて算出します。



(2) 家庭類型の算出

ニーズ調査結果から、対象となる子どもの父母の有無や就労状況等から、タイプAからタイプFの8種類の「家庭類型」に分類し、その割合を算出します。

家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
A	ひとり親家庭
B	フルタイム×フルタイム
C	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 120 時間以上、64 時間～120 時間未満の一部)
C'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 64 時間未満、64 時間～120 時間未満の一部)
D	専業主婦（夫）
E	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月 120 時間以上、64 時間～120 時間未満の一部)
E'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月 64 時間未満、64 時間～120 時間未満の一部)
F	無業×無業

※保育の必要性を判断する就労時間の下限時間は、48 時間～64 時間の間で設定することとされ、那珂市は 64 時間で設定しました。

母親 父親		1 フルタイム就労 2 育休・介護休業中	3 パートタイム就労 4 育休・介護休業中			5 現在は就労していない 6 就労したことがない
			120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満	
1 フルタイム就労 2 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'		
3 パートタイム就労 4 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE			タイプD
	120時間未満 64時間以上					
	64時間未満	タイプC'		タイプE'		
5 現在は就労していない 6 就労したことがない			タイプD			タイプF

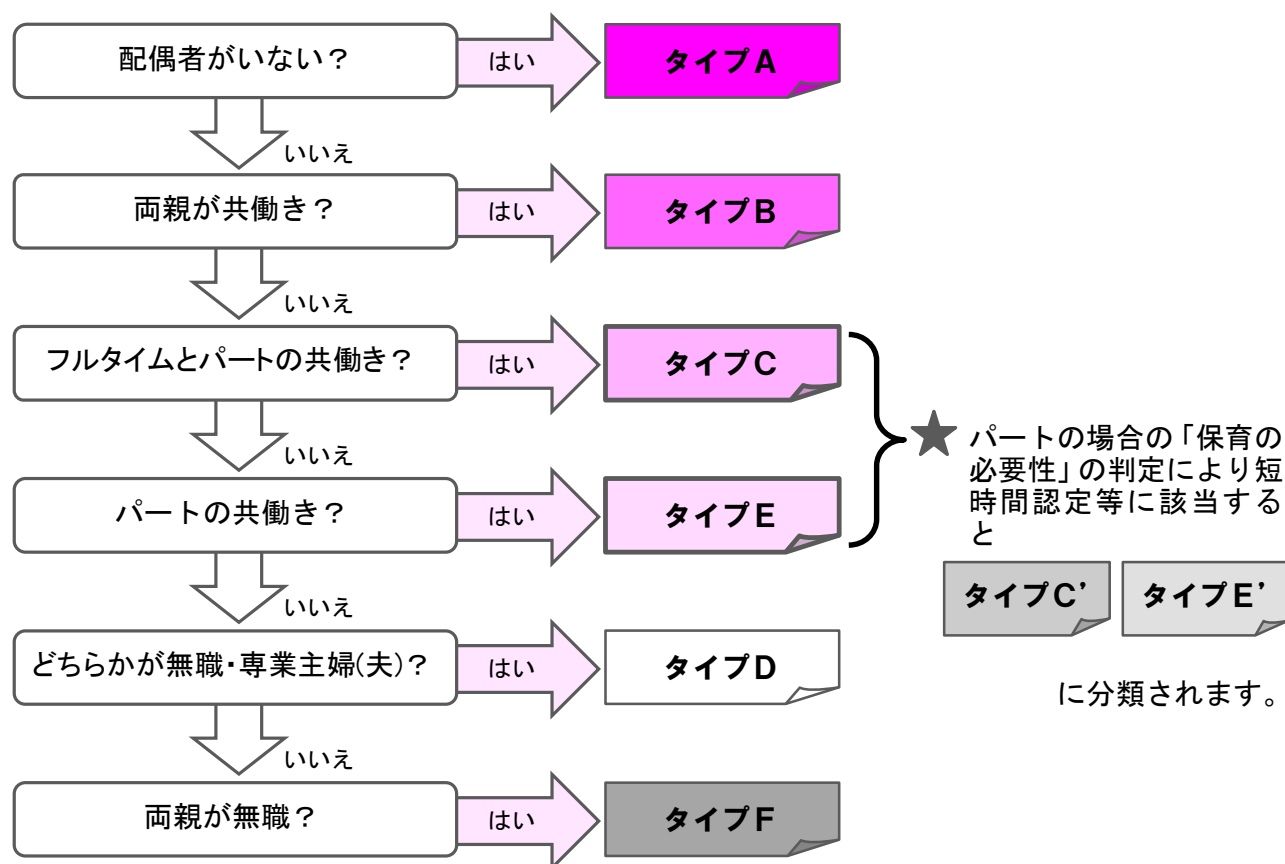
■ 0～2歳…3号認定：タイプA、タイプB、タイプC、タイプE

■ 3～5歳…1号認定：タイプC'、タイプD、タイプE'、タイプF

…2号認定：タイプA、タイプB、タイプC、タイプE

第4章 子ども・子育て支援事業計画

※ニーズ調査結果からの家庭類型分類イメージ



★ パートの場合の「保育の必要性」の判定（ニーズ調査回答者）

■ 3～5歳

- ・パート就労者の月就労時間が64時間未満
- ・パート就労者が64時間以上120時間未満だが、現在幼稚園利用で、今後保育所や認定こども園の利用希望がない

■ 0～2歳

- ・パート就労者が64時間未満
- ・パート就労者の就労時間が64時間以上だが、現在幼稚園（預かり含む）を利用している者
- ・パート就労者の就労時間が64時間以上だが、現在事業を利用しておらず、今後利用したいもので「幼稚園（預かり含む）」しか回答していない者



※0～2歳補足

現在、幼稚園以外の保育サービスを利用している者、及び、今は何も利用していないが、今後幼稚園以外の保育サービスを利用希望の場合は「C」「E」のまま。

(3) 現在及び潜在家庭類型の算出

本計画では、教育・保育の量及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するにあたり、国の手引きに従い家庭類型を整理します。家庭類型は、ニーズ調査の両親の就労形態等の項目より、タイプAからタイプFまでの8種類に分類されます。

現在の家庭類型を基準として、母親で、現在パートタイムの人がフルタイムで就労する予定があるのか、無業の人がフルタイムまたはパートタイムで就労する予定があるのかの意向によって、近い将来の潜在家庭類型を算出します。

例1) 現在専業主婦だが、「すぐにでも、もしくは1年以内に」パートタイム就労の意向がある人で、月単位の就労時間が120時間以上、または64時間以上120時間未満の一部。

…タイプD→タイプC

例2) 現在フルタイムとパートタイムだが、両親ともフルタイムになる希望があり、実現できる見込みがある人。

…タイプC、C' →タイプB

那珂市の現在及び潜在家庭類型の割合

家庭類型集計結果		現 在	潜 在
タイプA	ひとり親	6.0 %	6.0 %
タイプB	フルタイム×フルタイム	31.0 %	34.6 %
タイプC	フルタイム×パートタイム（長）	13.5 %	15.4 %
タイプC'	フルタイム×パートタイム（短）	6.6 %	10.5 %
タイプD	専業主婦（夫）	42.3 %	32.9 %
タイプE	パートタイム（長）×パートタイム（長）	0.3 %	0.3 %
タイプE'	パート×パート（いずれかが短）	0.0 %	0.0 %
タイプF	無業×無業	0.3 %	0.3 %

第4章 子ども・子育て支援事業計画

(4)「量の見込み」を算出する項目

下記の事業について「量の見込み」の算出を行うこととされています。

教育・保育に関する量の見込み

区 分	年 齢		国の手引きによる利用意向率の基本的な算出方法
1号認定	3～5歳	学校教育のみ	満3歳以上の潜在タイプC'・D・E'・Fにおける「幼稚園」「幼稚園＋預かり保育」「認定こども園」の利用を希望する者の割合
2号認定		幼児期の学校教育の意向が強い	満3歳以上の潜在タイプA・B・C・Eにおける「幼稚園」「幼稚園＋預かり保育」の利用を希望する者の割合
		保育の必要性あり	満3歳以上の潜在タイプA・B・C・Eにおいて何らかの教育・保育施設・事業の利用希望がある者の割合から上記（幼児期の学校教育の利用意向が強い者）の割合を控除した割合
3号認定	1～2歳		0歳及び1～2歳の潜在タイプA・B・C・Eにおいて何らかの保育施設・事業の利用希望のある者の割合
	0歳		

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

対象事業		対象児童年齢
1	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生
2	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
3	妊婦健康診査事業	—
4	乳児家庭全戸訪問事業	—
5	養育支援訪問事業	—
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	2～5歳、1～6年生
7	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	0～5歳、1～3年生、4～6年生
8	一時預かり事業 ・ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かりの利用 ・ 2号認定相当による定期的な預かり保育の利用 ・ その他	3～5歳 0～5歳
9	時間外保育事業（延長保育事業）	0～5歳
10	病児・病後児保育事業	0～3年生
11	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	1～3年生、4～6年生

(5) 将来児童数の推計

計画期間中（平成27年度～平成31年度）における将来児童数の推計を行いました。少子・高齢化が進み、計画の目標年次である平成31年には0～5歳の就学前の人口は2,366人、6～11歳の小学生の人口は2,712人と予測されます。

未就学児（0～5歳児）の計画期間の予測推計

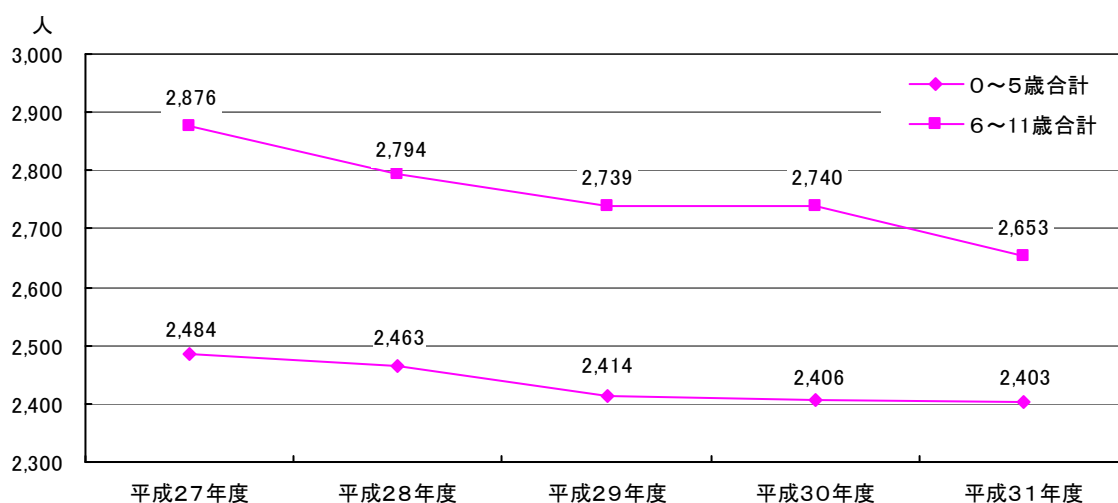
単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	384	380	376	372	368
1歳	370	401	397	393	389
2歳	407	371	402	398	394
3歳	429	416	379	411	407
4歳	444	437	424	386	419
5歳	449	447	440	427	389
合計	2,483	2,452	2,418	2,387	2,366

小学生（6～11歳児）の計画期間の予測推計

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
6歳	436	452	450	443	430
7歳	462	441	457	455	448
8歳	510	466	444	461	459
9歳	437	511	467	445	462
10歳	506	437	511	467	445
11歳	528	508	438	513	468
合計	2,879	2,815	2,767	2,784	2,712



第4章 子ども・子育て支援事業計画

(6) 潜在家庭類型別の将来児童数の算出

将来児童数に、潜在家庭類型別割合を掛け合わせて、潜在家庭類型別児童数を算出します。ここでは例として平成27年の潜在家庭類型別の将来の未就学児童数を算出します。

家庭類型別集計結果		将来児童数		潜在家庭類型別割合		潜在家庭類型別将来児童数
タイプA	ひとり親	2,483人	×	6.0 %	=	149人
タイプB	フルタイム×フルタイム			34.6 %		859人
タイプC	フルタイム×パートタイム(長)			15.4 %		383人
タイプC'	フルタイム×パートタイム(短)			10.5 %		261人
タイプD	専業主婦(夫)			32.9 %		817人
タイプE	パートタイム(長)×パートタイム(長)			0.3 %		7人
タイプE'	パート×パート(いずれかが短)			0.0 %		0人
タイプF	無業×無業			0.3 %		7人

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法においては、基本的記載事項として、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として「教育・保育提供区域」を定めることとなっています。

那珂市では、「教育・保育提供区域」は市域とします。

3 教育・保育の量の見込みと確保方策（確保の内容）

潜在家庭類型別の将来児童数に、幼稚園、保育所、認定こども園など利用したいと回答している利用意向率を掛け合わせることで、認定区分ごとのニーズ量を算出します。

	3歳以上			0～2歳	
	1号認定	2号認定		3号認定	
	幼稚園希望	幼児期の学校教育の利用希望が強い	保育所希望	保育所希望 0歳	保育所希望 1～2歳
平成27年度	476人	298人	468人	69人	251人
平成28年度	468人	293人	460人	68人	249人
平成29年度	447人	280人	440人	67人	257人
平成30年度	441人	276人	433人	67人	255人
平成31年度	437人	274人	430人	66人	253人

〈平成27年度〉

認定区分			施設・事業	量の見込み				平成 27年度 利用定員	
				平成 27 年度 (人)	推計児童数 に対する 割合 (%)	1号～3号の比率			
						人	推計児童数 に対する 割合 (%)		保育希望者 1,562人に 対する割合 (%)
1号	3-5歳学校 教育のみ		幼稚園	476	36.0 (476/1,322)	476	36.0 (476/1,322)	30.5 (476/1,562)	870
2号	3-5歳 保育の 必要性 あり	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	認定こども園 (+長時間預かり を実施する 幼稚園)	298	22.5 (298/1,322)	766	57.9 (766/1,322)	49.0 (766/1,562)	
		上記以外	保育所 (+認定こども 園)	468	35.4 (468/1,322)				
3号	0-2歳 保育の 必要性 あり	1-2歳	保育所 (+認定こども園 +地域型保育)	251	32.3 (251/777)	320	27.6 (320/1,161)	20.5 (320/1,562)	243
		0歳	保育所 (+認定こども園 +地域型保育)	69	18.0 (69/384)				61

第4章 子ども・子育て支援事業計画

〈平成 28 年度〉

認定区分			施設・事業	量の見込み				平成 28年度 利用定員	
				平成 28 年度 (人)	推計児童数 に対する 割合 (%)	1号～3号の比率			
						人	推計児童数 に対する 割合 (%)		保育希望者 1,538人に 対する割合 (%)
1号	3-5歳学校 教育のみ		幼稚園	468	36.0 (468/1,300)	468	36.0 (468/1,300)	30.4 (468/1,538)	800
2号	3-5歳 保育の 必要性 あり	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	認定こども園 (+長時間預かり を実施する 幼稚園)	293	22.5 (293/1,300)	753	57.9 (753/1,300)	47.9 (736/1,538)	
		上記以外	保育所 (+認定こども 園)	460	35.4 (460/1,300)				
3号	0-2歳 保育の 必要性 あり	1-2歳	保育所 (+認定こども園 +地域型保育)	249	32.3 (249/772)	317	27.5 (317/1,152)	19.7 (303/1,538)	253
		0歳	保育所 (+認定こども園 +地域型保育)	68	17.9 (68/380)				61

〈平成 29 年度〉

認定区分			施設・事業	量の見込み				平成 29年度 利用定員	
				平成 29 年度 (人)	推計児童数 に対する 割合 (%)	1号～3号の比率			
						人	推計児童数 に対する 割合 (%)		保育希望者 1,491人に 対する割合 (%)
1号	3-5歳学校教育のみ		幼稚園	447	36.0 (447/1,243)	447	36.0 (447/1,243)	30.0 (447/1,491)	800
2号	3-5歳 保育の 必要性 あり	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	認定こども園 (+長時間預かり を実施する 幼稚園)	280	22.5 (280/1,243)	720	57.9 (720/1,243)	48.3 (720/1,491)	
		上記以外	保育所 (+認定こども 園)	440	35.3 (440/1,243)				
3号	0-2歳 保育の 必要性 あり	1-2歳	保育所 (+認定こども園 +地域型保育)	257	32.2 (257/799)	324	27.6 (324/1,175)	21.7 (324/1,491)	257
		0歳	保育所 (+認定こども園 +地域型保育)	67	17.8 (67/376)				67

〈平成30年度〉

認定区分			施設・事業	量の見込み					平成 30年度 利用定員
				平成 30 年度 (人)	推計児童数 に対する 割合 (%)	1号～3号の比率			
						人	推計児童数 に対する 割合 (%)	保育希望者 1,472人に 対する割合 (%)	
1号	3-5歳学校 教育のみ		幼稚園	441	36.0 (441/1,224)	441	36.0 (441/1,224)	30.0 (441/1,472)	800
2号	3-5歳 保育の 必要性 あり	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	認定こども園 (+長時間預かり を実施する 幼稚園)	276	22.5 (276/1,224)	709	57.9 (709/1,224)	48.2 (709/1,472)	
		上記以外	保育所 (+認定こども 園)	433	35.4 (433/1,224)				
3号	0-2歳 保育の 必要性 あり	1-2歳	保育所 (+認定こども園 +地域型保育)	255	32.2 (255/791)	322	27.7 (322/1,163)	21.9 (322/1,472)	257
		0歳	保育所 (+認定こども園 +地域型保育)	67	18.0 (67/372)				67

〈平成31年度〉

認定区分			施設・事業	量の見込み				平成 31年度 利用定員	
				平成 31 年度 (人)	推計児童数 に対する 割合 (%)	1号～3号の比率			
						人	推計児童数 に対する 割合 (%)		保育希望者 1,460人に 対する割合 (%)
1号	3-5歳学校 教育のみ		幼稚園	437	36.0 (437/1,215)	437	36.0 (437/1,215)	30.0 (437/1,460)	715
2号	3-5歳 保育の 必要性 あり	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	認定こども園 (+長時間預かり を実施する 幼稚園)	274	22.6 (274/1,215)	704	57.9 (704/1,215)	48.2 (704/1,460)	
		上記以外	保育所 (+認定こども 園)	430	35.4 (430/1,215)				496
3号	0-2歳 保育の 必要性 あり	1-2歳	保育所 (+認定こども園 +地域型保育)	253	32.3 (253/783)	319	27.7 (319/1,151)	21.8 (319/1,460)	269
		0歳	保育所 (+認定こども園 +地域型保育)	66	17.9 (66/368)				73

第4章 子ども・子育て支援事業計画

(1) 幼稚園、認定こども園教育標準時間利用による確保の内容

幼稚園及び認定こども園の教育標準時間利用によって確保をする対象としては、1号認定者となります。1号認定とは、3歳から5歳で保育の必要性がなく、学校教育のみを希望する子どもです。この1号認定者に加え、2号認定者の一部についても対象としています。2号認定とは、3歳から5歳で保育の必要性がある子どもがあたりますが、その中でも幼児期の学校教育の希望が強いことも同施設を利用するという考え方から対象となっています。

平成31年度の幼稚園、認定こども園教育標準時間利用の見込み量については、1号認定437人、2号認定のうち、幼児期の学校教育の希望が強いこと 274人の計711人となっています。この見込み量に対して、平成27年度の幼稚園の定員数は870人となっていますが、平成31年度には認定こども園の設置と公立幼稚園の定員の変更を予定し、利用定員を715人とします。

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	774	761	727	717	711
②利用定員(幼稚園・認定こども園)	870	800	800	800	715
過不足分(②－①)	96	39	73	83	4

(2) 保育所、認定こども園保育時間利用、地域型保育事業による確保の内容

保育所、認定こども園保育時間利用、地域型保育事業等によって確保をする対象としては、2号認定者のうち、上記の幼児期の学校教育の希望が強いことを除いたことと3号認定者になります。3号認定とは、0歳から2歳で保育の必要性がある子どもがあたります。

平成31年度の保育所、認定こども園保育時間利用、地域型保育事業等については、2号認定430人、3号認定319人の計749人となっています。この見込み量に対して、平成26年度当初の保育所の定員数は700人、実際の入所数は729人となっています。今後の利用希望者の増加にも十分に対応できるよう、地域型保育事業の活用と認定こども園の設置等により、平成31年度までに利用定員を838人とします。

単位：人

		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		3-5歳 保育の 必要性あり	0-2歳 保育の 必要性あり	3-5歳 保育の 必要性あり	0-2歳 保育の 必要性あり	3-5歳 保育の 必要性あり	0-2歳 保育の 必要性あり	3-5歳 保育の 必要性あり	0-2歳 保育の 必要性あり	3-5歳 保育の 必要性あり	0-2歳 保育の 必要性あり
①量の見込み		468	320	460	317	440	324	433	322	430	319
②利用 定員	保育園・認定 こども園	481	304	481	314	481	314	481	314	496	332
	地域型保育 事業						10		10		10
過不足分(②－①)		13	△16	21	△3	41	0	48	2	66	23

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

潜在家庭類型から利用意向率・意向日数等を計算し、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出します。市町村は子ども・子育て等を対象とする事業として、子ども子育て支援事業計画に従って38～51ページに記載されている事業を実施することとされています。(子ども・子育て支援法第59条)

		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
利用者支援事業		か所	計画最終年度までに本市の現状を踏まえ、内容の検討を進めます。				
地域子育て支援拠点事業		人/年	11,175	11,064	11,286	11,174	11,063
妊婦健康診査事業		人/年	5,355	5,292	5,229	5,166	5,103
乳児家庭全戸訪問事業		人/年	384	380	376	372	368
養育支援訪問事業		人/年	60	60	60	60	60
子育て短期支援事業 (ショートステイ)		日/年	17	17	17	17	17
ファミリー・サポート・ センター事業 (子育て援助活動支援事業)		人日/ 年	500	500	500	500	500
一時預かり 事業	幼稚園の 預かり保育	人日/ 年	45,864	44,830	43,123	42,464	42,151
	上記以外	人日/ 年	4,074	4,028	4,074	4,028	3,952
時間外保育事業 (延長保育事業)		人日/ 年	16,856	16,632	16,380	16,212	16,044
病児・病後児保育事業		人日/ 年	1,604	1,584	1,562	1,542	1,528
放課後児童 健全育成事業 (放課後 児童クラブ)	低学年	人	501	484	481	484	476
	高学年	人	266	263	255	257	249

(1) 利用者支援事業【新規事業】

《事業の概要》

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

〈那珂市の現状〉

子育てに関わる地域子育て支援センター「つぼみ」、こども課家庭児童相談室、保育園や幼稚園などにおいて必要な情報提供や相談を行っています。

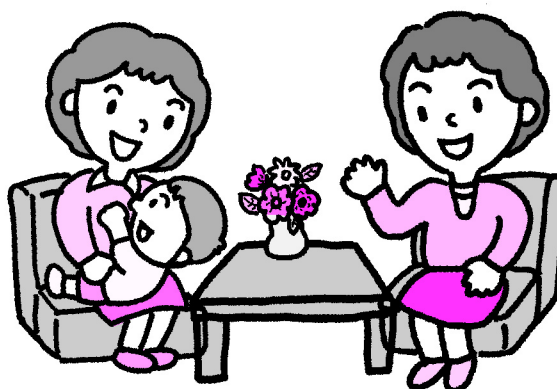
〈量の見込み・確保方策〉

単位：か所

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
那珂市の現状	—	計画最終年度の平成31年度までに本市の現状を踏まえ内容の検討を進めます。				

〈今後の方向性〉

- 地域子育て支援センター「つぼみ」、保育園にある「すくすく〜る」「ちいろば」を活用し、情報の提供、相談できる体制を整備します。
- 保育を希望する保護者の相談に応じ、保育サービスについて情報提供、相談できる場を整備します。
- 本市の現状を踏まえ、内容の検討を進めます。



(2) 地域子育て支援拠点事業

《事業の概要》

主に0歳からの子どもとその親が集い、交流しながら、仲間づくりや情報交換ができる場所、子育てひろばは保育所や児童館などを利用し、親子が気軽に集まることができる場所を開設し、子育てについての情報の提供、相談、助言等を行う事業です。

・対象児童年齢…0～2歳児

〈那珂市の現状〉

地域子育て支援センター「つぼみ」と保育園にある2か所の地域子育て支援センターにおいて、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供しています。また、菅谷・額田保育所では「ふれあいの集い」を実施しています。

単位：人/年

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
延べ 利用者数	地域子育て支援センター「つぼみ」	11,047	12,016	11,429	10,813	9,523
	地域子育て支援センター「すくすく〜る」 (ゆたか保育園内)	—	—	1,599	2,009	1,974
	地域子育て支援センター「ちいろば」 (瓜連保育園内)	1,252	1,975	1,519	1,028	1,146
	合 計	12,299	13,991	14,547	13,850	12,643

〈量の見込み・確保方策〉

単位：人/年

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
ニーズ量(A)	12,643	11,175	11,064	11,286	11,174	11,063
提供量(B)	12,643	11,175	11,064	11,286	11,174	11,063
過不足分(B)－(A)	0	0	0	0	0	0

〈今後の方向性〉

○既存施設の事業拡充を図り、子育て支援拠点としての事業を充実します。

(3) 妊婦健康診査事業

《事業の概要》

早産や低体重児等の早期予防のため、妊婦に対して医療機関で健康診査を受けやすい体制の整備を行い、安全な妊娠・出産を促します。

〈那珂市の現状〉

妊娠届をしたかたに対し、保健センターで妊婦健康診査受診票 14 回分の交付を行い、受診の勧奨を行うとともに、費用の助成を行っています。

単位：人/年

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
交付件数	474	420	442	386	433

〈量の見込み・確保方策〉

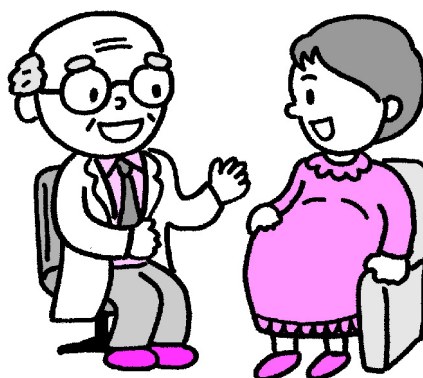
単位：人/年

	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
交付件数推計	433	425	420	415	410	405
妊婦健診延べ回数 量の見込み (二ーズ量) (A)	4,610	5,355	5,292	5,229	5,166	5,103
提供量 (B)	4,610	5,355	5,292	5,229	5,166	5,103
過不足分(B)－(A)	0	0	0	0	0	0

〈今後の方向性〉

○量の見込みに対応できる確保がされており、現行の体制を維持します。

○妊婦自身が、主体的に健康診査を受けられるよう、保健師等専門職による交付を行い、保健指導の実施に努めていきます。



(4) 乳児家庭全戸訪問事業

《事業の概要》

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、乳児の健康状態及び養育環境等の把握を行い、子育て支援に関する情報提供を行う事業です。

〈那珂市の現状〉

生後2か月頃に、全ての家庭において、保健センターの保健師や助産師が家庭訪問を行い、母と乳児の健康状態及び養育環境の確認を行っています。また、那珂市独自で作成した母子健康手帳の副読本（こどもファイル）を配布することで、今後健やかに育つために見通しを持った子育てのポイントが分かるよう情報提供及び保健指導を行っています。

単位：人/年

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問件数	218	378	425	434	361

〈量の見込み・確保方策〉

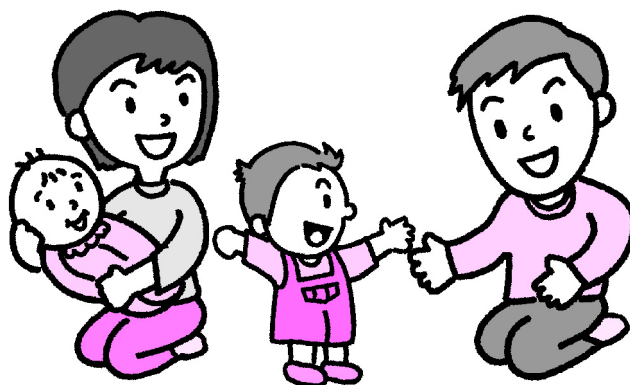
単位：人/年

	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0 歳の人口推計（人）	392	384	380	376	372	368
提供量（B）	392	384	380	376	372	368
過不足分(B)－(A)	0	0	0	0	0	0

〈今後の方向性〉

○量の見込みに対応できる確保がされており、現行の体制を維持します。

○子育てがスタートする大事な時期であり、今後も訪問者の質の確保に努めていきます。



第4章 子ども・子育て支援事業計画

(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域支援ネットワーク機能強化事業 (その他、要保護児童等の支援に資する事業)

《事業の概要》

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。また、児童虐待の発生予防のために関係機関と連携した子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については計画最終年度までに実施するか検討します。

〈那珂市の現状〉

那珂市では、養育支援訪問事業を平成24年度からこども課が主体となって実施しています。

単位：人/年

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
訪問実績	—	—	—	14	43

〈量の見込み・確保方策〉

養育支援訪問事業

単位：人/年

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
ニーズ量(A)	43	60	60	60	60	60
提供量(B)	43	60	60	60	60	60
過不足分(B)－(A)	0	0	0	0	0	0

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
那珂市の現状	—	本市の現状を踏まえ内容の検討を進めます。				

〈今後の方向性〉

- 妊娠期から支援を必要とする人を把握し、タイムリーに養育支援訪問事業につなげます。
- 児童虐待防止のため、こども課家庭児童相談室が主となり、児童相談所・学校・民生委員・保健センター等の更なる連携強化を図ります。
- ネットワーク関係機関の連携強化としてケース記録や進行管理台帳の電子化が必要であること、一定の資格(児童福祉司)を有する職員を配置する努力義務があるため本市の現状を踏まえ、内容の検討を進めます。

(6) 子育て短期支援事業

《事業の概要》

保護者が病気、入院、出産、出張、冠婚葬祭などの理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

・対象児童年齢…おおむね2～12歳

〈那珂市の現状〉

那珂市では、チルドレンズホーム及び若草園で、短期入所生活援助事業（ショートステイ）と夜間養護等事業（トワイライトステイ）を実施しています。

ショートステイ

単位：人/年、日/年

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
延べ利用者数	1	1	0	1	4
延べ利用日数	5	8	0	3	19

トワイライトステイ

単位：人/年、日/年

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
延べ利用者数	0	0	0	0	0
延べ利用日数	0	0	0	0	0

〈量の見込み・確保方策〉

ショートステイ

単位：日/年

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
ニーズ量(A)	19	17	17	17	17	17
提供量(B)	19	17	17	17	17	17
過不足分(B)－(A)	0	0	0	0	0	0

第4章 子ども・子育て支援事業計画

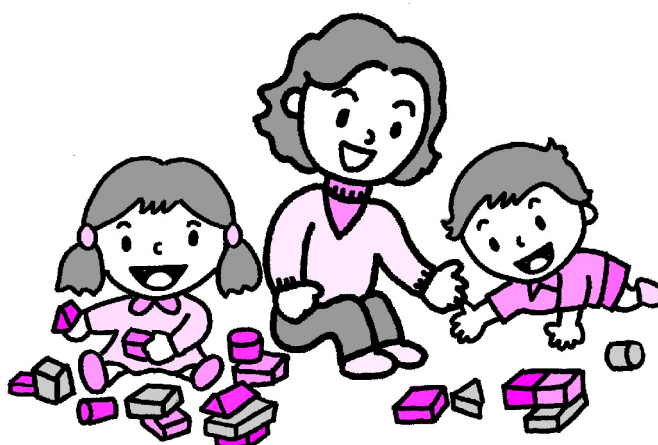
トワイライトステイ

単位：日/年

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
ニーズ量（A）	0	0	0	0	0	0
提供量（B）	0	0	0	0	0	0
過不足分（B）－（A）	0	0	0	0	0	0
算出根拠・確保方策 の内容	過去に利用実績なく、夜間だけ児童養護施設に預けるというニーズは本市の現状では低いものとなっています。					

〈今後の方向性〉

- 量の見込みに対応できる確保がされており、現行の体制を維持します。
- 夜間のみ児童をお預かりするトワイライトステイについてはニーズ調査の結果、利用希望がありませんでしたが、希望者がいれば利用できる体制を維持します。



(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

《事業の概要》

児童の預かりなどの援助を受けることを希望する人（依頼会員）と援助を行うことを希望する人（提供会員）の相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

・対象児童年齢…おおむね小学校低学年まで

〈那珂市の現状〉

那珂市社会福祉協議会において会員組織による「なかファミリーサポートセンター」でサービスを実施しています。

単位：人日/年

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
依頼会員	82	98	123	152	170
提供会員	75	41	52	57	59
両方会員	13	6	7	6	5
延べ利用者数	375	314	327	551	454

〈量の見込み・確保方策〉

単位：人日/年

	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
未就学児預かり	209	210	208	206	204	203
就学児預かり	9	10	10	10	10	10
預かり以外の支援	236	270	270	270	270	270
二ーズ量（A）	454	500	500	500	500	500
提供量（B）	454	500	500	500	500	500
過不足分（B）－（A）	0	0	0	0	0	0

〈今後の方向性〉

○より周知を図り利用者が使いやすい事業となるよう検討します。

○事業を周知し登録者の増加を図り、育児援助の提供量の確保に努めます。

(8) 一時預かり事業

①預かり保育事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

《事業の概要》

幼稚園では、幼稚園教育要領に基づき、午後2時までを標準的な教育時間として運営しています。通院・介護などの保護者ニーズに応えるため、一時的に預かる事業です。

・対象児童年齢…3～5歳

〈那珂市の現状〉

那珂市では、公立・私立幼稚園の各園で預かり保育を実施しています。

単位：人日/年

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
延べ利用者数（公立）	18,796	18,346	23,936	23,612	17,702

〈量の見込み・確保方策〉

単位：人日/年

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1号認定 (幼稚園の預かり保育)	30,891	2,507	2,465	2,357	2,321	2,304
2号認定相当 (定期的な預かり保育 利用)		43,357	42,365	40,766	40,143	39,847
ニーズ量合計（A）	30,891	45,864	44,830	43,123	42,464	42,151
提供量（B）	30,891	45,864	44,830	43,123	42,464	42,151
過不足分（B）－（A）	0	0	0	0	0	0

〈今後の方向性〉

○新制度では一時預かり事業に位置づけられ、保育ニーズの受け皿にもなることから、事業を推進していきます。

②預かり保育事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）以外

《事業の概要》

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

・対象児童年齢…0～5歳

〈那珂市の現状〉

那珂市では、公立の菅谷保育所、私立のゆたか保育園・瓜連保育園で一時預かり保育を実施しています。

〈量の見込み・確保方策〉

単位：人日/年

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
ニーズ量（A）	1,444	4,074	4,028	4,074	4,028	3,952
提供量（B）	1,444	4,074	4,028	4,074	4,028	3,952
過不足分(B)－(A)	0	0	0	0	0	0

〈今後の方向性〉

- 認定こども園・保育園の預かり保育を拡充し確保します。
- ニーズ調査の結果を踏まえると利用希望者の増加が予想されるため、今後の利用状況を踏まえて実施保育所の拡大や認可外保育所の利用なども含め対応していきます。

(9) 時間外保育事業（延長保育事業）

《事業の概要》

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において、11 時間の開所時間を超えて保育を行う事業です。

・対象児童年齢…0～5歳

〈那珂市の現状〉

那珂市では、公立2か所、私立4か所の全ての保育所で、朝7時から夕方7時までの延長保育を実施しています。

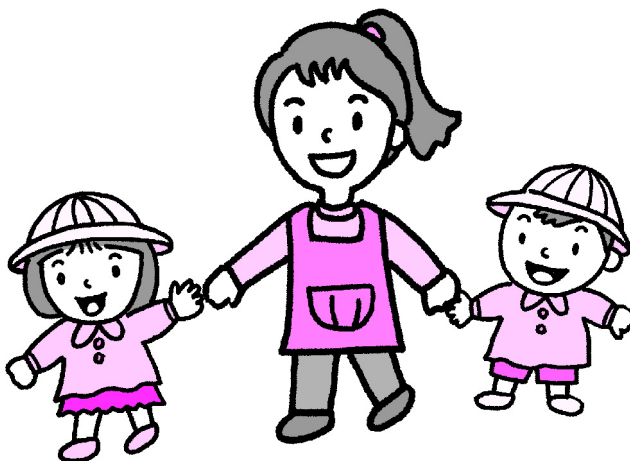
〈量の見込み・確保方策〉

単位：人、人日/年

	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	463	602	594	585	579	573
ニーズ量（A） （延べ利用者数）	12,973	16,856	16,632	16,380	16,212	16,044
提供量（B）	12,973	16,856	16,632	16,380	16,212	16,044
過不足分(B)－(A)	0	0	0	0	0	0

〈今後の方向性〉

○利用実績に合わせた延長保育のさらなる拡充に努め確保します。



(10) 病児・病後児保育事業

《事業の概要》

児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

- ・対象児童年齢…小学校3年生まで

〈那珂市の現状〉

那珂市では、那珂キッズクリニック「しろやぎさんのポシェット」で病児保育を実施しています。

〈量の見込み・確保方策〉

単位：人日/年

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
ニーズ量(A)	625	1,604	1,584	1,562	1,542	1,528
提供量(B)	625	3,360	3,360	3,360	3,360	3,360
過不足分(B)－(A)	625	1,756	1,776	1,798	1,818	1,832

〈今後の方向性〉

○ニーズ量に対応できるサービス量を確保しており、現行の体制を維持します。

第4章 子ども・子育て支援事業計画

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

《事業の概要》

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に指導員の活動支援のもと適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

・対象児童…小学生

〈那珂市の現状〉

那珂市では、10か所の公設学童保育所と、4か所の民間学童保育所で実施しています。

単位：人

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
定員数（公設）	480	480	480	480	505
登録者数（公設）	479	468	445	460	445

〈量の見込み・確保方策〉

単位：人

	平成 25年度 （実績）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
6～8歳の人口推計	1,437	1,408	1,359	1,351	1,359	1,337
ニーズ量（A）	419	501	484	481	484	476
9～11歳の人口推計	1,562	1,471	1,456	1,416	1,425	1,375
ニーズ量（B）	73	266	263	255	257	249
公設・民間提供量（C）	555	700	748	748	748	748
過不足分 （C）－（A+B）	63	△67	1	12	7	23

〈今後の方向性〉

○受入対象年齢の拡大に伴うニーズ量に対応できるサービス量を確保しており、利用実績に合わせた放課後児童クラブのさらなる充実に努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規事業】

《事業の概要》

支給認定を受けた保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育保育に必要な物品の購入に要する費用又は、行事への参加に要する費用等の全部又は一部を助成する事業です。

〈量の見込み・確保方策〉

今後、国から示される具体的な内容に従い検討を進めます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規事業】

《事業の概要》

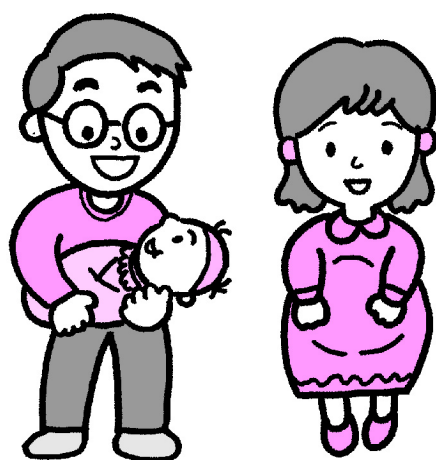
特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

〈量の見込み・確保方策〉

今後、国から示される具体的な内容に従い検討を進めます。

※ (12) (13) の事業においては量の見込み等について設定しません。





第 5 章

次世代育成支援の取組事業

1 基本目標と体系

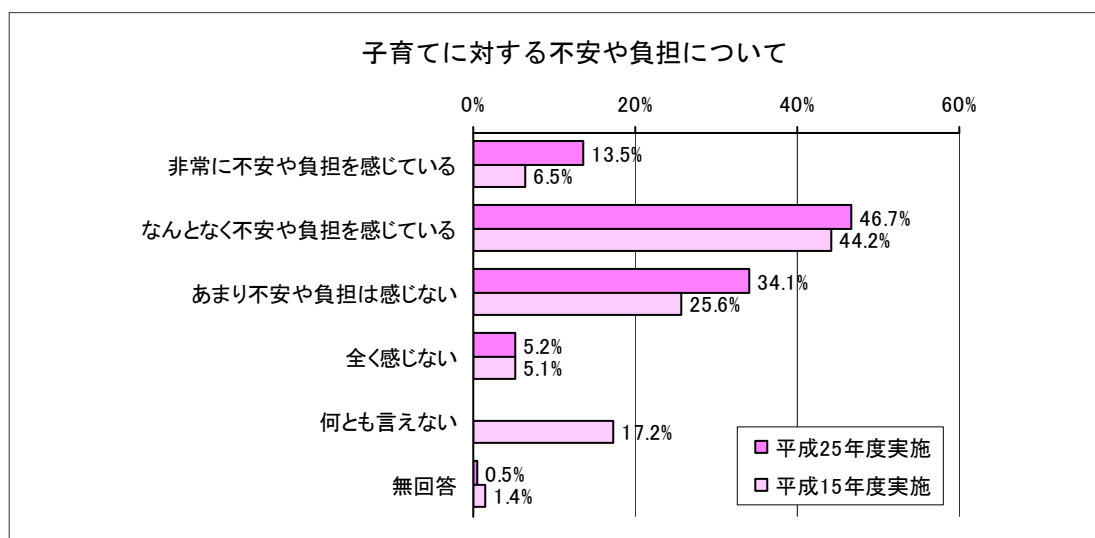
基本目標 1 安心して子どもを産み育てることができるまちづくり		
1 子育ての不安や負担の解消	(1) 地域における子育て支援サービスの充実と情報の提供	
	(2) 子育て支援のネットワークづくり	
	(3) 子育て費用の負担の軽減	
2 子育てと仕事の両立支援	(1) 多様な保育サービスの充実	
	(2) 子育てしやすい職場環境の充実	
3 安心できる出産・育児	(1) 安全・安心な妊娠・出産への支援	
	(2) 子どもの健康づくりの推進	
	(3) 食習慣・食育の推進	
基本目標 2 子どもが元気に成長できるまちづくり		
1 子育てを支援する生活環境の整備	(1) 魅力ある子育て環境づくり	
	(2) 子育て家庭の居住環境の整備	
2 子どもの人権尊重	(1) 要保護児童対策の充実	
	(2) ひとり親家庭等への支援	
	(3) 障がい児施策の充実	
3 個性豊かで創造性のある学びの場の構築	子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の充実	
基本目標 3 地域社会全体が子育てを支えるまちづくり		
1 子育て推進体制の整備	(1) 男女がともに子育てに携わっていく社会づくり	
	(2) 児童環境づくりの基盤整備	
2 児童の健全育成	(1) 地域との交流・体験活動の推進	
	(2) 次代の親の育成	
	(3) 家庭や地域の教育力の向上	
3 子どもの安全確保	(1) 子どもの交通安全を確保する活動の推進	
	(2) 子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進	

2 次世代育成支援対策行動計画の進捗と評価

那珂市では「子どもをギュッとだきしめて歩きはじめよう」を基本理念として、平成22年3月に次世代育成支援対策行動計画後期計画を策定しました。その中で「安心して子どもを産み育てることができるまちづくり」「子どもが元気に成長できるまちづくり」「地域社会全体が子育てを支えるまちづくり」を基本目標に掲げ、従来の施策に加え新たな施策の取組みも開始しました。

平成17年度から10年間の予定で推進してきた次世代育成支援対策行動計画が終了を迎える今、本市においてもさまざまな子育て施策が立ち上がり、少しずつではありますが、子育てのしやすい環境になりつつあります。

しかしながら、次世代育成支援対策行動計画を策定する前に行った平成15年度に実施したニーズ調査と、平成25年度に実施したニーズ調査の共通の質問「子育てについての不安や負担について」の結果を比較すると、「あまり不安や負担は感じない」を選択したかたの割合が増加しており、次世代育成支援対策行動計画の成果が感じ取れる一方で、「非常に感じている」「なんとなく感じている」を選択したかたの割合も増加しています。



※平成15年度、及び25年度に行った支援事業計画策定のためのニーズ調査からの抜粋です。

※平成25年度実施のニーズ調査には「何とも言いえない」の選択肢がありませんので0%です。

平成25年度実施のニーズ調査には「何ともいえない」の選択肢がないため、一概には言えませんが、「非常に不安や負担を感じている」を選択したかたの割合は2倍以上に増えており、子育てと仕事の両立で身体的、精神的な疲労を抱えるとともに、核家族化や地域のつながりの希薄化が進み、子育ての相談を気軽にできる相手がいないかたが増えていることがうかがえます。

第5章 次世代育成支援の取組事業

子どもの健やかな成長が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会となるためには、子どもの成長段階に沿って公的な支援を軸として進めていくことが不可欠です。それは、保護者が子育ての責任を果たし、親と子の絆を深め、子どもの成長を支える力を保護者も高めていける環境づくりを支援していくことでもあります。

そのためには、地域社会のあらゆる分野における全ての住民が、子ども・子育ての重要性に対する関心や理解を深め、参画と協働の考えを持ってそれぞれの役割を果たすことができるよう、地域における子育て支援の機能を強化していくことが重要です。

そして、これらの取組みを進めていくためには、妊娠、出産から育児までの切れ目ない支援を行うことが必要であり、那珂市では次世代育成支援対策行動計画を含めた計画である子ども・子育て支援事業計画を基に支援していきます。

次世代育成支援対策行動計画の見方について

進捗評価(設定した平成 26 年度に対して平成 25 年度末時点での評価を示しています)

- A: 達成または概ね達成
- B: 達成に向け改善や変更を行い今後も実施
- C: 停滞、未着手、利用者なしのため今後の方向性の検討が必要

方向性(平成 31 年度に向けての方向性を記載しています)

- 拡大: ニーズを踏まえ利用枠を拡大していく施策
- 継続: 引き続きニーズを踏まえながら推進していく施策
- 他事業へ移行: 現在の事業では行わないが工夫を加え他事業で実施していく施策
- 検討: ニーズを踏まえ方向性を検討する施策
- 完了: 目的を達成したため終了する施策
- 廃止: ニーズと予算との兼ね合いから廃止する施策

地域子ども・子育て支援事業に該当する施策には★マークが記載されています。

次世代育成支援対策行動計画を策定の際、設定した目標指数です。

計画最終年度の平成 31 年度に向けての目標を記載しています。

	具体的施策名	目標指数 H26年度	目標内容	実施状況(25年度)	進捗評価 ・方向性	目標指数 H31年度	担当課
1 ★							

基本目標1 安心して子どもを産み育てることができるまちづくり

基本施策1 子育ての不安や負担の解消

具体的施策(1) 地域における子育て支援サービスの充実と情報の提供

全ての子育て家庭が不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができるように、子育てを家族や地域で協力・支援し、みんなで支え合う仕組みをつくるとともにさまざまな子育て支援サービスの充実・提供を行い、保護者の育児の負担軽減を図ります。また、子育て支援や情報の周知も図り、利用及び参加を促進します。

具体的施策名	目標指数 H26年度	目標内容	実施状況(25年度)	進捗評価 ・方向性	目標指数 H31年度	担当課
1★ 地域子育て支援センター「つぼみ」	11,500組	親同士、子ども同士が触れ合う機会の提供や育児相談などを行うことで、子育ての不安感や負担の解消を図ります。	参加組数(合計) 8,758組 (18,412人) あそびの広場 4,979組 (10,886人) リズムの広場 143組 (299人) 子育て教室 89組 (231人) フレンドリー保育 3,165組 (6,330人) 父と子の広場 65組 (140人) 親支援保育 154組 (341人) NPO講座 5組 (27人) 親支援サロン 158組 (158人) 育児講座 育児相談・ママ講座 随時	B 継続	10,000組	こども課 (地域子育て支援センター)
2★ つどいの広場(本米崎学童保育所内)	1,350組	子育て中の親子に対して、気軽に相談交流できる場を提供しています。	本米崎学童保育所内に設置しています。 毎週火～木曜日(午前9時～午後2時) 765組(延1,848人の親子が利用) ※「つぼみ」の出張ひろば(H25～)	C 廃止	—	こども課 (地域子育て支援センター)
3★ 地域子育て支援センター「すくすく～る」(ゆたか保育園内)	充実に努める	子どもたち一人ひとりの育ちを大切に、参加する人にとって出合いの場、つながりの場、支えの場となるよう活動しています。	毎週火・水・木曜日(祝日は除く) 午前9時30分から午後2時30分。 1,974組(4,125人)	A 継続	充実に努める	こども課
4★ 地域子育て支援センター「ちいろば」(瓜連保育園内)	充実に努める	0歳～未就学児を対象に、遊びの広場や育児相談などを行っています。	参加組数(合計) 1,146組(253回)	A 継続	充実に努める	こども課
5 ふれあいの集い	1,600組	乳幼児を持つ子育て中の保護者が、気軽に集い、語り合うことで、精神的な安らぎを感じながら、子育てでできるよう支援していきます。	毎週金曜日の9:30～11:30に開催 菅谷保育所 60組 額田保育所 40組 (延2,660人親子が利用) ※1,330組	B 継続	充実に努める	こども課 (保育所)
6 地域保育活動事業	充実に努める	地域のかたがたとの交流により、地域全体で子育てする機運を高めるため、今後も内容等の充実に努めます。	世代間交流 298人(9回) 保育所修了生交流 120人(7回) 中高生との交流 150人(11回)	A 継続	充実に努める	こども課 (保育所)
7★ ファミリー・サポート・センター事業	登録会員数245人	子育ての援助を受けたい市民(依頼会員)と子育ての援助を行いたい市民(提供会員)が登録し子育ての相互援助活動を行う事業です。	依頼会員(子育て) 170人 提供会員 59人 両方会員 5人 登録会員数 234人 利用件数(育児援助) 454回	A 継続	充実に努める	こども課 (社会福祉協議会)
8 なか子育て支援ガイドブック	対象者全員	利用したいサービスの紹介や病気などの緊急時の連絡先など、役立つ情報を提供することで、育児不安や負担の解消を図ります。	出生届や転入届等で、こども課で手続きを行う保護者のかたが全員に配布しています。 地域子育て支援センター「つぼみ」、保健センター、図書館でお配りしています。	A 継続	対象者全員	こども課
9 インターネットでの子育て支援情報の提供	—	行政サービスガイド「ママフレ」を那珂市の公式ホームページのトップページに掲載し、子育て情報をわかりやすく提供しています。	平成25年度から開始しました。	新規	充実に努める	こども課
10★ 利用者支援事業	—	子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、配置した専門職員が関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	現在、子育てに関わる地域子育て支援センター、こども課家庭児童相談室、保育所や幼稚園などにおいて必要な情報提供や相談を行っています。	新規	実施内容について検討	こども課

第5章 次世代育成支援の取組事業

具体的施策(2) 子育て支援のネットワークづくり

地域で活動している団体やボランティア活動等の充実に向けて支援し、地域に根ざしたネットワークを図り、子育て支援サービスの向上に努めます。

具体的施策名	目標指数 H26年度	目標内容	実施状況(25年度)	進捗評価 ・方向性	目標指数 H31年度	担当課
1 子育てサークルの育成・支援	希望者 全員	子育てをする親子が、さまざまな活動をともにすることで、子どもや他の親子との交流が深まり、親の孤立感が解消されるよう支援を行っています。	ホームページでのPR、那珂市内在住の子育て仲間への声掛けなどにより、サークル活動グループを募っています。(現在2サークルが活動)	B 拡大	希望者 全員	こども課 (地域子育て支援センター)
2 子育てボランティアの育成	充実に 努める	子育てボランティアの育成と活動機会の提供に努めます。	市内有志のかたによる協力をいただいています。同時に他ボランティアを募っています。	A 継続	充実に 努める	こども課 (地域子育て支援センター)

具体的施策(3) 子育て費用の負担の軽減

経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう、引き続き各種手当等の経済支援、医療費や健診費用の助成を実施し、子育て費用の軽減を図ります。

具体的施策名	目標指数 H26年度	目標内容	実施状況(25年度)	進捗評価 ・方向性	目標指数 H31年度	担当課
1 保育料負担の軽減	充実に 努める	保護者の経済的な負担を軽減するため、引き続き保育料の補助等を実施していきます。	すこやか保育応援事業により、2～4階層の世帯で保育所等に2人以上入所している第2子以降で3歳未満の子を対象に、月額3,000円を上限に助成しています。(3,000円)	A 継続	充実に 努める	こども課
2 就園奨励費補助金	充実に 努める	引き続き補助金制度を利用し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。(子ども・子育て支援新制度に移行しない園を利用するかたのみ)	保護者の経済的負担の軽減を図るため、該当する世帯に対し補助を実施しています。 公立幼稚園 19人 私立幼稚園 296人	A 継続	充実に 努める	学校教育課
3 ★ 多子世帯の保育料の軽減	—	幼稚園(認定こども園)では年少から小学校3年生まで、保育所(認定こども園)では小学校就学前の範囲に子どもが2人以上いる場合、第2子を半額、第3子を無料にする制度です。	保育所では既に軽減を行っていましたが、子ども・子育て支援新制度でも引き続き行います。	A 継続	充実に 努める	学校教育課 こども課
4 ひとり親世帯・障がい者世帯の保育料の軽減	—	階層区分が2、3階層でひとり親・障がい者世帯の保育料を軽減します。	保育所では既に軽減を行っていましたが、子ども・子育て支援新制度では幼稚園についても行います。	A 拡大	充実に 努める	学校教育課 こども課
5 小児医療福祉費(マル福)の助成	3,900人	平成27年1月に中学生の通院を市単独の制度として拡大しました。子育て家庭の経済的な負担を軽減し、子どもの健康保持・増進が図られるよう制度の充実に努めます。	県補助の制度として小児マル福、市単独の制度として児童・生徒(中学生、入院のみ)マル福を実施しています。 小児(0～小学校3年生迄) 3,592人 児童(小学校4年生～6年生迄) 973人 合 計 4,565人	A 拡大	充実に 努める	こども課
6 要保護・準要保護児童生徒就学奨励費	充実に 努める	引き続き就学援助を実施し、援助を必要とする世帯の教育費の軽減を図ります。	要保護・準要保護児童生徒就学奨励費 小学校 110人(内要11) 中学校 61人(内要 5) 特別支援教育就学奨励費 小学校 33人 中学校 9人	A 継続	充実に 努める	学校教育課
7 児童手当支給事業	充実に 努める	児童手当の支給により、家庭における生活の安定と児童の健全育成を図ります。	次世代の社会を担う子どもの育ちを社会全体で支援する観点から、児童手当を支給します。 対象者：中学校修了前までの子ども 支給額：3歳未満 一律15,000円 3歳以上小学校修了前10,000円(第3子以降は15,000円) 中学生 一律10,000円 ※所得制限が設けられており、受給者の所得が制限限度額を超えると、特例給付として月額一律5,000円を支給します。 対象児童数：6,519人(H25年度末)	A 継続	充実に 努める	こども課
8 乳児健診費用の助成	充実に 努める	乳児の健康の保持・増進を図るため、引き続き費用の助成を行っています。	乳児健康診査 ①生後3か月頃 交付数：371件、受診数：316人 ②生後10か月頃 交付数：396件、受診数：327人	A 継続	充実に 努める	健康推進課

基本施策2 子育てと仕事の両立支援

具体的施策(1) 多様な保育サービスの充実

全ての子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう、必要とされる保育の量の提供、多様な保育ニーズへの対応など、満足できる保育場所となるための取組みや、地域における子育て支援体制の整備を進めます。

具体的施策名	目標指数 H26年度	目標内容	実 施 状 況 (25年度)	進捗評価 ・方向性	目標指数 H31年度	担当課
1★ 保育所の充実	800人	年々増え続ける保育需要に対応するため、民間活用による保育所整備を推進するとともに、保育内容や保育の質の向上を図っていきます。	公立(2施設)定員 210人 民間(4施設)定員 420人 計 630人 入所児童数合計 701人 ※25.4.1現在	A 拡大	希望者 全員	こども課
2★ 低年齢児保育 (0～2歳)	320人	希望の多い低年齢児の保育ができるよう、受入枠の拡大に努めていきます。	0歳児 23人(申込 28人) 1歳児 106人(申込 118人) 2歳児 128人(申込 134人) 合 計 257人(申込 280人)※25.4.1現在	A 拡大	希望者 全員	こども課
3 休日保育事業	1か所	休日保育に対する保護者ニーズに対応するため、実施を目指していきます。	平成25年度につきましては、希望・要望がなかったため実施しませんでした。	B 検討	ニーズを 踏まえ 検討する	こども課 (保育所)
4★ 延長保育事業	充実に 努める	延長保育に対するニーズは高いため、今後も引き続き実施していきます。	公立 2保育所 民間 4保育園 計 6保育園で実施	A 継続	充実に 努める	こども課
5★ 家庭的保育事業 (保育ママ)	充実に 努める	保育ママを希望する保護者ニーズに対応するため、担い手(保育ママ)の確保など、体制を整えていきます。	保育ママ認定者 0人(H25.4.1現在) 利用人数 0人	C 検討	ニーズを 踏まえ 検討する	こども課
6★ 一時預かり事業 (幼稚園における 在園児を対象とした 一時預かり)	希望者 全員	幼稚園在園児を対象に、幼稚園における通常の教育時間外に幼稚園内で園児を保育する事業です。	公立幼稚園では原則5人以上の申込みににより、預かり保育を実施しています。 月極申込者数 65人 その他臨時預かり保育も実施しています。	A 継続	希望者 全員	学校教育課
7★ 一時預かり事業 (保育所)	1,000人	仕事や看護、又は冠婚葬祭などの社会的理由により、児童の保育が困難になったときに、一時預かり保育を実施していきます。	菅谷保育所 738人 瓜連保育園 405人 ゆたか保育園 301人 利用者合計 1,444人(希望者全員)	A 拡大	希望者 全員	こども課 (保育所)
8★ 一時預かり保育 病時保育事業	1か所	病時保育に対するニーズは高いため、今後も医療機関や民間保育園と協議しながら実施を検討していきます。	那珂キッズクリニックで病児保育を行っています。利用者625人	A 継続	充実に 努める	こども課
9 一時預かり型 特定保育事業	充実に 努める	親が週2～3日の就労や短時間の勤務でも、子どもを預かる保育サービスについて、実施を検討していきます。	平成25年度につきましては、希望・要望がなかったため実施しませんでした。子ども・子育て支援新制度の一時預かりと同事業のため一時預かり事業に移行し充実に図ります。	C 他事業へ 移行	—	こども課
10★ 子育て短期支援事業	希望者 全員	親が安心して出産や仕事ができるよう、引き続き支援していきます。	委託契約事業者 2施設 (チルドレンズホーム・若草園) 短期入所利用者 … 実人数2人(19日利用)	A 継続	希望者 全員	こども課
11★ 認定こども園	—	子ども・子育て支援新制度では教育と保育を一体的に行う認定こども園の普及を促進し、充実に図ります。	認定こども園制度は、平成18年10月から開始された制度です。現在那珂市にはありません。	新規	普及に 努める	こども課
12★ 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	—	市内小学校に在籍するまたは市内在住の小学生について、学校の授業終了後や長期休暇時等において、学童保育所で預かり、適切な遊びや生活指導を行い、児童の健全な育成を図ります。国において「放課後子ども総合プラン」が策定され放課後子ども教室との連携強化が推進されることから、連携を検討していきます。	公設では11か所、民間では3か所運営しています。ニーズに応じた定員を確保していきます。	A 拡大	希望者 全員	こども課

第5章 次世代育成支援の取組事業

具体的施策(2) 子育てしやすい職場環境の充実

仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、育児休業が取得しやすい職場環境、妊娠中や育児期間中の勤務の軽減、託児所の設置など職場における子育てへの理解が必要です。仕事と家庭の両立のために、家庭の重要性や仕事優先の働き方の見直し、子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、住民や事業所に意識の啓発を行います。

具体的施策名		目標指数 H26年度	目標内容	実施状況(25年度)	進捗評価 ・方向性	目標指数 H31年度	担当課
1	育児休業制度の定着・促進	促進に努める	関係機関と連携し、事業主や労働者に対し、育児休業制度が定着するよう周知に努め、安心して子どもを育てられる環境の推進を図ります。	国・県・企業と連携し、子育て環境整備の推進を図ります。	B 継続	促進に努める	こども課
2	ワーク・ライフ・バランスの普及促進	促進に努める	仕事と生活の調和を図ることのできる職場環境となるよう、関係機関と連携し、意識啓発に努めます。	国・県・企業と連携し、意識啓発を行います。	B 継続	促進に努める	こども課
3	再就職・再雇用における支援の強化	就職相談会 年2回開催	いばらき就職・生活総合支援センターの協力を得て、引き続き相談会を実施していきます。	1回開催(20代～60代) 11人出席	A 継続	就職相談会 年2回開催	商工観光課
4	優良企業の表彰	充実に努める	茨城県が実施している「子育てしやすい職場環境の充実に取組んでいる企業」に対する表彰に協力していきます。	県との連携に努めます。	B 継続	充実に努める	こども課
5	事業所内託児所の整備促進	促進に努める	事業所内託児施設の設置、育児支援措置への自主的な取組みを促進し、職場環境の充実に努めます。	新規事業所の設置の際に、育児支援措置の取組みの協力をお願いしていきます。	B 継続	促進に努める	こども課

基本施策3 安心できる出産・育児

具体的施策(1) 安全・安心な妊娠・出産への支援

安全で安心な妊娠・出産に関しての正しい知識の普及を図るとともに、健診や医療を受けやすい体制づくりに努めます。

具体的施策名		目標指数 H26年度	目標内容	実施状況(25年度)	進捗評価 ・方向性	目標指数 H31年度	担当課
1 ★	母子健康手帳の交付及び妊婦保健指導	対象者 全員	妊産婦・乳幼児の健康管理の支援充実に努めます。	交付窓口を健康推進課に一本化し、全ての妊婦に対し、保健師または管理栄養士が保健指導を行いました。 交付件数 433件 保健指導率 433件(保健指導率100%)	A 継続	対象者 全員	健康推進課
2 ★	妊婦健康診査の費用助成	—	妊婦健康診査に係る費用を助成し、受診率の向上に努めます。	母子健康手帳交付時に、妊婦健診受診券を交付し受診勧奨を行っています。 (健診14回分の助成) 受診券交付総件数(延) 6,446件	A 継続	充実に努める	健康推進課
3	妊婦健康教育の実施	—	妊婦健康教育への参加啓発及び内容の充実に努めます。	妊婦健康教室を開催し、妊婦に対し、母体の健康管理の重要性と胎児の健やかな成長を促すための生活の留意点を説明し、支援しています。 妊婦健康教室開催数 12回 妊婦健康教室延参加者数 110人 妊婦健康教室参加率 13.8%	A 継続	充実に努める	健康推進課
4	不妊治療の助成	—	高額な治療費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。	保健センター窓口にて、不妊治療助成の申請を受付し、治療費の一部を助成しました。 助成件数(実件数/延件数) 32件/52件	A 継続	充実に努める	健康推進課

具体的施策(2) 子どもの健康づくりの推進

子どもが育つ環境を整えることの大切さを親と共有し、子どもの健全な発育と発達を関係機関が連携し支援します。

具体的施策名		目標指数 H26年度	目標内容	実 施 状 況 (25年度)	進捗評価 ・方向性	目標指数 H31年度	担当課
1 ★	訪問指導の充実 乳児家庭全戸訪問事業	全戸訪問	家庭訪問を行うことにより、個別性に基いた保健指導の充実に努め、子育て不安の軽減と子どもの健やかな成長の促進を図ります。	妊産婦・乳幼児の健康状況及び保護者の養育状況の確認を行い、家庭保育における保健指導と今後の子育てにおける支援サービスの情報提供に努めました。 訪問数(延人数) 計787人 妊産婦: 362人 新生児: 4人 乳 児: 360人 低出生体重児: 28人 幼 児: 34人	A 継続	訪問が必要な全家庭を訪問	健康推進課
2	乳幼児健康診査	対象者 全員	年齢ごとの各健康診査事業を実施し、子どもの健やかな成長の促進と子育て不安の軽減に努めます。	受診率の向上を図るため、各健康診査の周知・受診勧奨に努めました。また、成長発達の確認を保護者を行い、さらに成長を促すための保健指導の充実に努めました。支援の必要なケースについては、地区保健師が健診後に関係支援機関につなげられるよう努めました。 【健康診査】 (1)乳児健康診査 ①生後3か月頃 交付数: 371件、受診数: 316人 (受診率85.2%) ②生後10か月頃 交付数: 396件、受診数: 327人 (受診率82.6%) (2)1歳6か月児健康診査 対象数: 408人、受診数: 380人 (受診率93.1%) (3)3歳児健康診査 対象数: 434人、受診数: 415人 (受診率95.6%)	A 継続	受診率の向上に努める	健康推進課
3	乳幼児健康相談の実施	充実に 努める	基本的な生活習慣の確立のための支援と母子相互作用の確立の支援に努めます。	(1)乳児健康相談 生後4か月児: 来所者数306人(来所率82.7%) 生後7か月児: 来所者数324人(来所率81.0%) 生後12か月児: 来所者数294人(来所率74.6%) 個別フォロー児: 来所者110人(希望者)	A 継続	充実に 努める	健康推進課
4	子どもの感染症予防対策	充実に 努める	乳幼児、児童、生徒の接種率を維持していくよう、啓発活動を積極的に行います。	1 安全で受けやすい予防接種体制の充実及び接種率の向上に努めました。接種のための指導を行いました。 【各予防接種別の接種者数および接種率】 (1)個別接種 ＜定期接種＞ 接種者延数(接種率) ①BCG: 351人(88.4%) ②DPT1期または4種混合: 1516人(49.4%) ③不活化ポリオ: 534人 ④麻しん風しん混合1期: 380人(88.4%) ⑤麻しん風しん混合2期: 434人(96.7%) ⑥日本脳炎1期: 1521人(17.3%) ⑦日本脳炎2期: 122人(3.2%) ⑧DT2期: 432人(40.5%) ⑨ヒブ: 1599人(34.5%) ⑩小児用肺炎球菌: 1480人(34.9%) ⑪子宮頸がん予防ワクチン: 119人(10.4%) ※H25.6月～積極的勧奨の差し控え ＜任意接種＞ 接種者延数 ①水痘: 413人 ②おたふくかぜ: 431人 ③小児インフルエンザ: 8196人 ※不活化ポリオはポリオ未完了者が対象となるが、接種歴により回数が異なり、また4種混合での接種も可能なため接種率は未記載となっています。 2 感染症予防活動の推進に努めました。 (1)集団施設(市内保育所、幼稚園、小中学校)への消毒液の配布および指導を行いました。	A 継続	充実に 努める	健康推進課
5	「健やか親子21」の推進	推進に 努める	子どもに関わる関係機関の連携強化に努め、母子保健計画の推進を図ります。	関係各機関が実施計画を基に、H26年度の最終評価に向けて事業を実施しました。	A 継続	推進に 努める	健康推進課

第5章 次世代育成支援の取組事業

具体的施策(3) 食習慣・食育の推進

良い食習慣を身に付けるための食育は栄養という面だけでなく、生活習慣、親子関係などにも波及するため重要性が見直されています。子どもの健やかな心身を育むために、子どもに食事の大切さを教え、良い食習慣を身に付けるよう、地域ぐるみで食育を推進していきます。

具体的施策名		目標指数 H26年度	目標内容	実施状況(25年度)	進捗評価 ・方向性	目標指数 H31年度	担当課
1	「那珂市食育推進計画」の推進	推進に努める	子どもたちが食の基本を理解し、食の大切さを再認識した上で、豊かな食生活や食文化を営む力を育て、食の教育の充実に努めます。	食育の浸透を促すため、健康や食育に関する情報を収集し、市民へ継続した取組の普及啓発を行いました。毎年6月を食育月間、毎月19日を食育の日として、食を大切に作る気持ちを再認識するなど食の重要性について、市民一人ひとりに浸透するよう努めています。 食生活改善推進員などのボランティア活動を行う団体と連携し食育活動の活性化を図っています。	A 継続	推進に努める	健康推進課
2	地産地消の食育の推進	推進に努める	生産者と消費者の食に関する共通理解と連携を図るとともに、地場産物の学校給食への供給拡大や、地域食体験の機会提供などの地産地消の取組みを活かし食に対する関心や理解を深めます。	●給食センター：学校給食週間における郷土料理の提供。給食たよりの発行。市内産青果物及び、米飯用精米を使用し提供しました。 ●中央公民館：食育啓発及び地場食材を使った食の教室を実施しました。 ●農政課：地場農産物の活用を通じた地産地消を促進し、那珂市農業の振興と地域の活性化を図るため促進会議を実施しました。	A 継続	推進に努める	健康推進課 農政課
3	保育所・幼稚園・小中学校の食育の推進	推進に努める	子どもたちに食の大切さを認識してもらう学習を推進します。	●保育所：野菜等を子どもたちが保育士と共に栽培、収穫、調理することで自然との関わりや食への関心を高めるとともに、毎月のお便りや活動内容をホームページに掲載することで、家庭内での関心も高められるように努めています。 ●幼稚園：野菜の栽培、収穫、調理実習を通して正しい食事の摂り方を知り、自然への関わりや食への関心を親子が共通体験できるよう心掛けています。 ●保健センター：小学生の食の問題を学校と連携し、保健師が健康講話を実施しました。 小中学校：栄養教諭による食育の実施と農作業体験を通じた食育を進めています。	A 継続	推進に努める	健康推進課 学校教育課
4	家族と食卓を囲む運動の推進	推進に努める	家族で食卓を囲む機会を増やし、子どもの基本的な生活習慣を育成するため、妊産婦からの栄養の指導や、生活習慣を整える発育段階に応じた取組みを行います。	●給食センター：学級活動、給食指導及び家庭科の時間を中心に、家庭教育学級活動全体の中で推進しました。食育年間指導計画に基づく指導や栄養士による食に関する指導給食たよりの発行、月別献立表の配布をしました。 ●幼稚園：食べ物の働きを知り食べ物に関心を持つとともに家族や友達と一緒に食べる楽しさや喜びを十分に味わい、お弁当の時間には食事のマナー指導を実施しました。	A 継続	推進に努める	健康推進課
5	地域の行事食や伝統料理の継承	推進に努める	地場食材の周知など地域の食文化の普及と学校給食へ行事食などの献立を取り入れ、食文化への理解を深めます。	●給食センター：学校給食週間には郷土料理を提供しました。給食たよりの発行、市内産青果物や米飯用精米を使用しました。 ●中央公民館：食育啓発及び地場食材を使った食の教室を実施しました。 ●農政課：地場農産物の活用を通じた地産地消を促進し、那珂市農業の振興と地域の活性化を図るため促進会議を実施しました。	A 継続	推進に努める	健康推進課 農政課

基本目標2 子どもが元気に成長できるまちづくり

基本施策1 子育てを支援する生活環境の整備

具体的施策(1) 魅力ある子育て環境づくり

都市化の進行や宅地開発とともに子どもが遊ぶ場所やスポーツをする場所が無くなりつつあります。今後も安全で利用しやすい公園であるように、公園の整備、維持管理を進めます。

具体的施策名	目標指数 H26年度	目標内容	実施状況(25年度)	進捗評価 ・方向性	目標指数 H31年度	担当課
1 都市公園の整備	31.9ha	まちづくり整備事業により、整備を図ります。	平成25年度の実施計画はありません。 (平成25年度までの実績31.9ha)	A 継続	充実に 努める	都市計画課
2 児童遊園地の整備 (ちびっこ広場)	充実に 努める	子どもたちが安心して遊べる広場を提供するため、整備の補助を行っていきます。	ちびっこ広場の整備のための補助の依頼はありませんでした。	B 廃止	—	こども課

具体的施策(2) 子育て家庭の居住環境の整備

安全に安心して生活できる快適なまちづくりのため、子どもや妊婦に配慮したユニバーサルデザインによる公共施設や生活基盤づくりに努めます。

具体的施策名		目標指数 H26年度	目標内容	実 施 状 況（２５年度）	進捗評価 ・方向性	目標指数 H31年度	担当課
1	市営住宅の整備	280戸	市営住宅の適正な管理運営により居住の場を確保します。	鷺内 77戸 上宿西 39戸 中宿 8戸 かしま台 25戸 鴻巣 51戸 額田第二 10戸 静駅前 70戸 合計 280戸	A 継続	280戸	建築課
2	地区街づくり事業	118.7ha	菅谷地区まちづくり事業について、事業の促進に努めます。また、安心して快適な生活を送るため、ユニバーサルデザインによる公共施設や生活基盤づくりに努めます。	上菅谷駅前地区土地区画整理事業及び菅谷地区まちづくり事業を現在実施しています。	A 継続	373.4ha	都市計画課

基本施策2 子どもの人権尊重

具体的施策(1) 要保護児童対策の充実

子どもが健やかに成長するためには子ども一人ひとりの人権が尊重されることが大切です。核家族化や地域のつながりの希薄化が進み、子育てのあらゆる問題を当事者だけで抱え込むケースが増えています。地域、民生委員、学校、医療、行政などが連携し子育てに悩む親をサポートする必要があります。

具体的施策名		目標指数 H26年度	目標内容	実 施 状 況（２５年度）	進捗評価 ・方向性	目標指数 H31年度	担当課
1	家庭児童相談室の充実	充実に 努める	要保護児童を適切に支援・保護するため、相談体制の充実に努めます。	家庭相談員、母子自立支援員、ケースワーカーを配置しています。 相談件数 119件 （虐待 48件 虐待以外71件）	A 継続	充実に 努める	こども課 （家庭児童相談室）
2	教育相談室の充実	充実に 努める	学校や家庭、地域社会の中で起こる教育上の問題について、教育相談員が、保護者や児童や生徒からの相談に応じます。	小学校 596件 中学校 195件 その他 206件 相談件数 997件	A 継続	充実に 努める	学校教育課

第5章 次世代育成支援の取組事業

具体的施策名	目標指数 H26年度	目標内容	実施状況（25年度）	進捗評価 ・方向性	目標指数 H31年度	担当課
3 ★ 養育支援訪問事業	対象者 全員	特に養育支援が必要な家庭を訪問し、適切な養育支援の実施を確保していきます。	平成25年度も昨年度に同様地区担当保健師と家庭児童相談室の家庭相談員とで養育支援が必要と思われる家庭を訪問、抱えている問題の軽減を図ります。（18件）	A 継続	対象者 全員	こども課 （家庭児童相談室）
4 要保護児童対策地域協議会の連携強化	充実に 努める	実務担当者との協議を頻繁に行うなど、地域協議会の連携を強化し、要保護児童の支援に努めます。	代表者会議 1回開催 実務者会議 4回開催（3ケース）	A 継続	充実に 努める	こども課 （家庭児童相談室）
5 ★ 子どもを守る地域ネットワーク事業	—	要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化、関係機関の連携強化を図ります。	現在、こども課家庭児童相談室が主となり、要保護児童対策地域協議会代表者会議を年1回、実務者会議を随時行っています。	新規	今後の 強化策に ついて 検討する	こども課 （家庭児童相談室）
6 人権教育の推進	充実に 努める	自他を大切にすること、人権尊重の精神を培うため、推進に努めます。	各小学校（11校）の小学3～4年生を対象に、人権教室を行いました。 11回開催（5～6月）	A 継続	充実に 努める	秘書広聴課 （市民相談室）
7 適応指導教室「ひまわり教室」	充実に 努める	不登校の児童・生徒の社会的な自立を目指し、カウンセラーによる相談・指導を実施します。	在籍数 6人	A 継続	充実に 努める	学校教育課

具体的施策（2） ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭は、離婚の増加等により年々増える傾向にあります。母子家庭の場合は経済的な不安、父子家庭は家事や育児に不慣れであるがための問題を抱えているケースが目立ちます。ひとり親家庭の親と子が安心して暮らしていけるよう、相談業務と経済的支援の強化を図ります。

具体的施策名	目標指数 H26年度	目標内容	実施状況（25年度）	進捗評価 ・方向性	目標指数 H31年度	担当課
1 母子（父子）自立支援事業の充実	充実に 努める	ひとりでも多くの母子（父子）が自立できるよう相談・支援体制の充実を図っていきます。	相談件数 735 件	A 継続	充実に 努める	こども課 （家庭児童相談室）
2 児童養護施設児童援護事業	充実に 努める	児童養護施設に入所している児童の健全育成を図るため、施設に援護費を支給します。	若草園 42人 チルドレンズホーム 44人 計86人	A 継続	充実に 努める	こども課
3 ひとり親家庭医療福祉費（マル福）の助成	充実に 努める	ひとり親家庭の親子の医療の機会を確保し、経済的な負担を軽減するため制度の充実に努めます。	母子家庭の母及び父子家庭の父及び子 計 835人 計 130人 計 965人	A 継続	充実に 努める	こども課
4 児童扶養手当支給事業	充実に 努める	ひとり親家庭における生活の安定と自立の促進及び児童の福祉増進を図ります。	手当受給者数 392人（26.3.31現在） 母子世帯 359人 父子世帯 30人 その他 3人	A 継続	充実に 努める	こども課
5 遺児学資金支給事業	充実に 努める	遺児の就学上の不安を解消するため、制度の維持に努めます。	支給延人数 延480人（月平均40人）	A 継続	充実に 努める	こども課
6 母子寡婦福祉資金の貸付	充実に 努める	配偶者のいない女性で20歳未満の児童を扶養しているかたに就職支度金、生活資金、児童の修学資金等の貸付相談を行っています。	母子寡婦福祉資金貸付 1人 （専門学校進学のための修学資金1件）	A 継続	充実に 努める	こども課 （家庭児童相談室）
7 ひとり親家庭高等技能訓練促進費等事業	—	母子家庭の母または父子家庭の父を対象に、就職に有利で生活の安定につながる資格を取得するために、養成機関で2年以上修学する場合に、給付金を支給します。	平成24年度から開始しました。 申請者 0人	C 継続	周知を 図り 充実に 努める	こども課 （家庭児童相談室）

具体的施策（3） 障がい児施策の充実

障害者総合支援法の施行に伴い、障がい者の日常生活を総合的に支援するため計画的な整備を進めます。障がいのある児童が地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的な取組みを推進していきます。

具体的施策名	目標指数 H26年度	目標内容	実 施 状 況（25年度）	進捗評価 ・方向性	目標指数 H31年度	担当課
1 発達障がい児等の早期発見・支援体制づくり	充実に努める	発達が気になる子ども、子育てに不安を抱えている保護者や子に関わる施設職員等の相談窓口として、発達支援や療育支援を行っています。保健、福祉、医療及び教育の各関係機関をつなぐセンターとして、総合的な連携を図っていきます。	こども発達相談センターの開設 初回相談利用件数 225件 発達支援相談利用件数 74件 個別相談利用件数（心理士、ST）140件 発達検査実施件数 234件 ＜療育状況＞ 延人数 1,705人 ポーター相談延人数 139人 作業療法人数 34人（10月から実施） 心理相談員による人数 20人 にこにこ教室利用延人数 559人 おひさま教室利用延人数 953人 巡回発達相談施設訪問延回数 93回（8施設） 移動発達相談（県と連携）延相談件数11件 子育て講座「ペアトレ」延参加人数 19人	A 継続	充実に努める	こども課 （こども発達相談センター）
2 障がい児教育の充実	対象者全員	障がい児の受け入れ態勢の充実に努めるとともに、児童に対する適切な補助・介助を行い、自立を促します。	非常勤指導員数 幼稚園 9人 小学校 9人 中学校 1人	A 継続	対象者全員	学校教育課
3 幼児の教育相談室	充実に努める	情緒・言語障がい幼児の教育相談を行い、適切な支援・指導を行います。	H25.4月からこども発達相談センターの相談事業、療育事業へ移管になりました。	A 他事業へ移行	—	こども課
4 情緒障がい等通級指導教室	充実に努める	情緒障がい児等を受け入れ、適切な支援・指導を行い、社会性を高めます。	自校通級 11人 他校通級 1人	A 継続	充実に努める	学校教育課
5 言語障がい等特別支援学級	充実に努める	言語障がい児等を受け入れ、適切な支援・指導を行い、社会性を高めます。	1学級（菅谷東小学校）	A 他事業へ移行	—	学校教育課
6 障がい者相談支援事業特別相談「ひよこ相談」	充実に努める	言葉や発育の遅れ、行動などの不安や悩みについて、相談員による相談・支援を実施していきます。	「こども発達相談センター」の開所に伴い、事業終了となりました。	A 他事業へ移行	—	社会福祉課 （社会福祉協議会）
7 障がい福祉サービスの充実	充実に努める	障害者総合支援法による、自立支援給付、地域生活支援事業や自立支援医療などのサービス給付を継続して実施していきます。	障がい児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）延べ1,242人 地域生活支援事業（移動支援事業）1人（延べ2時間） 地域生活支援事業（日中一時支援事業）77人（延べ2,757日）	A 継続	充実に努める	社会福祉課
8 重度心身障害児医療福祉費（マル福）の助成	充実に努める	重度心身障害児の健康保持・増進を図るため、医療費の全額助成を行います。	重度心身障害者 441人（89,592千円） 高齢重度障害者 644人（60,583千円）	A 継続	充実に努める	こども課 （社会福祉課）
9 乳幼児育成指導事業「どんぐりクラブ」	対象者全員	子どもの心身の発達や社会性を促し、集団生活が送れるよう支援していきます。また、必要時、関係療育機関と連携して、発達・療育支援を行います。	H25.4月からこども発達相談センターの相談事業、療育事業へ移管になりました。	A 他事業へ移行	—	健康推進課
10 障がい児諸手当の充実	充実に努める	障がい児を養育する家庭に対する経済的な負担を軽減するため、在宅心身障害児福祉手当等を支給します。	特別児童扶養手当 1級（月額50,050円） 49人 2級（月額33,330円） 37人 ※支給は茨城県（国費） 在宅心身障害児福祉手当 月額3,000円 71人（2,439千円） 障害児福祉手当 月額14,180円 29人（4,674千円）	A 継続	充実に努める	社会福祉課
11 おもちゃの図書館「ひよこ広場」	充実に努める	障がいを持つ幼児や発達に不安のある子どもとその家族を支援するため、遊びの広場や親同士の情報交換の場を提供します。	年間21回開催 会員9家族（延べ325人参加） ボランティア延べ127人	A 継続	充実に努める	社会福祉課 （社会福祉協議会）

基本施策3 個性豊かで創造性のある学びの場の構築

具体的施策 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の充実

子どもたちが生涯を通し、社会生活や生活環境の変化に対応することができるよう、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの教育に重点を置き、他者と協働するためのコミュニケーション能力を育みながら、一人ひとりの個性を生かす教育の充実を目指します。

具体的施策名		目標指数 H26年度	目標内容	実施状況（25年度）	進捗評価 ・方向性	目標指数 H31年度	担当課
1	自ら学び考える力を身に付ける学校教育の推進	充実に努める	多様な教育や保育活動、総合的な子育て支援活動の推進に努め、かつ、福祉活動の推進と地域の連携を深め、子育て支援の環境づくりを推進します。	学校教育課の指導室において、本市学校教育の基本方針と施策を策定するとともに、指導主事による各小・中学校への訪問指導や研修会等を実施し、学校教育の推進を図っています。	A 継続	充実に努める	学校教育課
2	幼稚園教育の充実	充実に努める	公立幼稚園の再編を行い、幼稚園の充実を図ります。	公立幼稚園数 6園 平成25年度入園者数 313人	A 継続	充実に努める	学校教育課
3	ブックスタート事業	対象者 全員	保護者に絵本の読み聞かせの習慣づけを進めることにより、親子のふれあいを推進します。	ボランティア登録人数 15人 (1回当たり 5人体制で行う) 年間対象数：374人 年間参加数：315人	A 継続	対象者 全員	生涯学習課
4	子どもの読書活動の推進	充実に努める	子どもの豊かな心を育むため、読書活動の推進に努めます。	「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」の実施。朝読（朝10分間の読書の実施） 小学生 50冊以上 1,283人 中学生 30冊以上 211人	A 継続	充実に努める	学校教育課
5	市民読書活動の推進	充実に努める	青少年の豊かな心を育むため、読書活動を推進していきます。	ブックスタート事業を通して小さいうちから本に親しませています。幼児、児童の保護者へのお話し会をPRしています。紙芝居や大型絵本の所蔵リストを図書館ホームページに掲載しています。青少年の健全育成に有益な図書を推奨しています。	A 継続	充実に努める	生涯学習課
6	施設整備の充実	充実に努める	公立幼稚園の再編とともに、施設整備の推進を図ります。	再編については検討中です。 施設の補修等については、随時対応しています。	A 継続	充実に努める	学校教育課
7	混合保育幼稚園の統廃合	対象園	混合保育の解消を図るため、公立幼稚園の再編を行います。	戸多幼稚園、木崎幼稚園の芳野幼稚園への統合により混合保育は解消されました。 (平成22年度から)	A 完了	—	学校教育課

基本目標3 地域社会全体が子育てを支えるまちづくり

基本施策1 子育て推進体制の整備

具体的施策(1) 男女がともに子育てに携わっていく社会づくり

男女共同参画プランに基づき、男女共同の家庭づくりの重要性についての意識啓発と男性の育児参加の促進を図ります。

具体的施策名	目標指数 H26年度	目標内容	実施状況(25年度)	進捗評価 ・方向性	目標指数 H31年度	担当課
1 男女共同参画プランの推進	充実に努める	男(ひと)と女(ひと)がともに輝けるまちづくりを推進し、男女共同参画の意識の高揚を図ります。	後期実施計画(平成25年度～29年度)に基づき計画の推進を行っています。	A 継続	充実に努める	市民協働課
2 家族経営協定	希望者 全員	就業条件や家族の役割分担を明確にする家族経営協定の締結を推進します。	50家族締結 (25年度は新規の締結が0件でしたが、更新した2件の総人数が2人増えました)	A 継続	希望者 全員	農政課
3 親子で参加できるイベントの開催	年1回	親子参加型のイベント「子育てフェスタ」を土曜日に実施し、普段子どもとの関わりが少ない父親も参加しやすいイベントを開催することで、男性の育児参加の促進を図ります。	子育て支援センター「つぼみ」で毎年10月に子育てフェスタを開催しています。	B 継続	充実に努める	こども課

具体的施策(2) 児童環境づくりの基盤整備

子育てをしやすい環境を整備するために、有識者や関係者の意見を十分に活かし施策に反映させます。平成17年から平成26年に推進してきた「那珂市次世代育成支援対策行動計画」については平成27年4月から始まる「那珂市子ども・子育て支援事業計画」に含めて引き続き推進し、子育て支援施策の充実に努め、継続的に点検・評価・見直しを行います。

具体的施策名	目標指数 H26年度	目標内容	実施状況(25年度)	進捗評価 ・方向性	目標指数 H31年度	担当課
1 那珂市次世代育成支援対策行動計画地域協議会⇒那珂市子ども・子育て会議(平成26年度～)	充実に努める	子育て家庭を支援していく仕組みづくりを推進するため、子育て支援情報の収集・発信、施策の提言・助言を行います。	地域協議会(H25.6.28開催) ・H24計画の進捗状況 ・H25重点取組項目について協議しました。	A 拡大	充実に努める	こども課
2 男女共同参画推進委員会	充実に努める	男女共同参画プランの成果目標・取組項目の進捗状況を検討・点検するため、委員会を設置します。	後期計画初年度のため実施しませんでした。	A 継続	充実に努める	市民協働課

基本施策2 児童の健全育成

具体的施策(1) 地域との交流・体験活動の推進

地域のつながりの希薄化が進み、かつてはご近所や祖父母等が果たしていた子育てに関する役割が少なくなり、知識や経験の継承がされにくくなってきています。

次世代を担う子どもたちが、地域や学校で健やかに成長していくため、社会全体で子育てをサポートする体制を目指します。

子どもがさまざまな体験学習や遊びを通して、体力の向上や社会性を養うため、各種の交流・体験活動を支援します。

具体的施策名		目標指数 H26年度	目標内容	実施状況(25年度)	進捗評価 ・方向性	目標指数 H31年度	担当課
1	自治会活動による地域との交流	—	地域社会全体で子育てを支援するため、自治会で行っている環境美化活動や親睦交流活動を通し、子どもの社会性を養います。	平成23年度から市内に69の自治会が設立され、「区制度」から「自治組織制度」へ移行しました。	A 継続	充実に努める	市民協働課
2	祖父母との交流	充実に努める	お年寄りとの交流により、豊かな心や生きる力を育めるよう支援を行います。	各自治会が主となって、三世交流のイベントを開催しました。	A 継続	充実に努める	市民協働課
3	どきん土曜日 開放講座開設事業	—	次世代家族の交流を深めるとともに、子どもの居場所を提供していきます。	平成23年度で事業を廃止しました。	C 廃止	—	生涯学習課
4	スポーツ教室開設事業	1,400人	小さい時から、日常生活の中でスポーツに親しみ、体力の向上を図り、健康で明るい生活が送れるよう、生涯スポーツを推進していきます。	水泳教室：33教室789人 ジュニアテニス教室：1教室65人 スケート教室：29人	B 拡大	1,000人	生涯学習課
5	スポーツ少年団	1,000人	活動を通してスポーツに親しみ、心身の鍛錬ができるよう充実に努めます。	登録人数 870人 キックベースボール親善大会 8回 16チーム 178人 横手市スポーツ交流事業 47人	A 継続	1,000人	生涯学習課
6	公民館各種体験活動	充実に努める	より多くの体験活動の提供に努めます。	一日体験教室 ()内が参加した子どもの人数 ウッドボットづくり 14人(3人) キャンドルづくり教室 48人(12人) マジック教室 16人(7人) パステル画教室 14人(1人) ひまわりブローチづくり 17人(2人) 親子クッキング教室 38人(19人)	A 継続	充実に努める	生涯学習課
7	ふるさと教室開設事業	充実に努める	学校や学年の違う友だちとの交流を通して、社会性を養い活力ある青少年の育成に努めます。	小学校の高学年を対象に、ふるさとの歴史、自然とのふれあい、食育の大切さなどの体験学習を実施しました。(3教室110名参加)	A 継続	充実に努める	生涯学習課
8	優良子ども会の表彰	充実に努める	子ども会活動に熱心に取り組んでいる子ども会を表彰し、活性化を図っていきます。	優良子ども会表彰：11団体	A 継続	充実に努める	生涯学習課

具体的施策(2) 次世代の親の育成

次世代の親となる中・高校生に対して健全な心を育成し、豊かな人格形成を促し、将来の自立のための支援を行います。

具体的施策名		目標指数 H26年度	目標内容	実施状況(25年度)	進捗評価 ・方向性	目標指数 H31年度	担当課
1	中学・高校生とのふれあい(体験学習)	充実に努める	幼児とふれあうことにより、子育ての意義や家庭を持つことの重要性を学ぶ機会となるため、引き続き体験学習の推進に努めます。	幼稚園や保育所と連携を図り、中学生の体験学習を実施しています。	A 継続	充実に努める	学校教育課

具体的施策(3) 家庭や地域の教育力の向上

核家族化と地域のつながりの希薄化が進む中で、家庭の大切さを今一度見つめ直し、学校での教育ばかりではなく、家庭や地域での教育力を高めるため、学習会や講演会などの機会を提供し支援していきます。

具体的施策名		目標指数 H26年度	目標内容	実施状況(25年度)	進捗評価 ・方向性	目標指数 H31年度	担当課
1	家庭教育学級合同学習会の開催	充実に努める	親子のふれあいを重視した学習内容とし、健全な家庭教育の一助となる場の提供に努めます。	小学校・中学校毎に家庭教育学級を開設し各学校において家庭での子どもに関わるさまざまな問題を計画的に学習しました。併せて年3回合同学習会を開催し講演会を実施しました。(24学級 約6,600人)	A 継続	充実に努める	生涯学習課
2	「親が変われば、子どもも変わる」運動の推進	充実に努める	子育てについて考える契機となるよう、今後も大会の開催に努めます。	第1部 子育て体験発表 4人 第2部 講演「子どもたちの自尊感情を育むために私たちに何ができるだろうか」～同調と風景化を生きる子どもたちに向けて～ 262人参加	A 継続	充実に努める	生涯学習課

基本施策3 子どもの安全確保

具体的施策(1) 子どもの交通安全を確保する活動の推進

通学時の安全確保と交通安全に対する知識を子どもたちに理解させ、自ら身を守る意識を育むとともに、少しでも交通事故が減るように道路交通環境を整備していきます。

具体的施策名	目標指数 H26年度	目標内容	実施状況(25年度)	進捗評価 ・方向性	目標指数 H31年度	担当課
1 交通安全推進事業	充実に努める	児童・生徒の通学時の安全確保と交通安全に対する法令など、知識や意識の高揚を図り、交通事故の未然防止に努めます。	23回開催(3,118人参加) (小学校、中学校)	A 継続	充実に努める	防災課
2 道路交通環境の整備	充実に努める	誰もが安心して通行できる道路環境の整備に努めます。	上宿・大木内線、菅谷市毛線(三期)、下菅谷停車場線の用地買収及び工事を行い、交通環境の整備を進めています。	A 継続	充実に努める	都市計画課
3 通学路交通安全プログラムの実施	—	関係機関が連携し、児童生徒が安全に通学できるよう安全確保を図ります。	平成25年度は小中学校の通学路について、関係機関と連携をして緊急合同点検を実施し、必要な安全対策を協議しました。	A 継続	連携強化を図る	学校教育課

具体的施策(2) 子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進

地域のつながりの希薄化がすすみ、地域が子どもを守る力が低下してきています。犯罪に遭わない・犯罪を起こさない環境を整備するため、地域ぐるみの防犯活動を支援し、子どもを犯罪から守る安全で安心なまちづくりを推進します。

具体的施策名	目標指数 H26年度	目標内容	実施状況(25年度)	進捗評価 ・方向性	目標指数 H31年度	担当課
1 あいさつ声かけ運動	充実に努める	子育てを地域全体が支えるまちづくりを目指し、地域住民や各種事業所等に働きかけながら推進していきます。	のぼり旗の設置及び安全指導を行っています。あいさつ声かけ、啓発用ティッシュ作成配布等実施しています。	A 継続	充実に努める	生涯学習課
2 防犯灯設置補助事業	3,000か所	各地区で設置・管理する防犯灯に対し、補助金を交付し、児童・生徒を犯罪から守るための支援をします。	41か所増設 合計設置数 3,135か所 (各自治会からの報告数)	A 継続	3,250か所	防災課
3 青少年相談員等による有害ポスター等の撤去⇒通学路を中心とした安全点検(平成26年度～)	充実に努める	関係機関等と協力し、児童及び青少年のための不審者対策、交通安全指導、環境浄化活動を推進します。	市内全域において関係機関等と協力し、撤去活動をしました。(年1回)	A 継続	充実に努める	生涯学習課
4 青少年のためのパトロールの充実	充実に努める	青少年の非行防止のため、今後もパトロールの強化と充実に努めます。	各地区の実情に合わせ年間15回以内実施。巡回活動及び情報交換を行いました。	A 継続	充実に努める	生涯学習課
5 生徒指導懇談会の開催	充実に努める	高校教諭との懇談会を行い、高校生の現状を把握し、青少年健全育成の推進を図ります。	高校生の現状、高校生を取り巻く環境と影響、健全育成協力体制等、青少年相談員・と高校教職員との懇談を実施しました。	A 継続	充実に努める	生涯学習課
6 社会を明るくする運動	充実に努める	犯罪や非行のない明るい社会を築く運動を推進していきます。	市内スーパーマーケット(3店舗)の店頭において、啓発活動(チラシ配布)を行いました。(強化月間の7月に実施)	A 継続	充実に努める	秘書広聴課 (市民相談室)
7 環境浄化懇談会の開催	充実に努める	青少年のより良い環境づくりを目指し、今後も開催します。	青少年のためのよりよい環境づくりを目指した商店主、相談員、学校関係者による話し合いを行いました。(年1回開催)	A 継続	充実に努める	生涯学習課

第 6 章

計画の推進

1 計画の推進

計画の推進に当たっては、子育て家庭や関係機関など広く市民の周知に努めます。また、保育・教育事業に対する市民ニーズに応じていくため、必要なサービスの量の確保と質の向上の実現を目指していきます。

このため、関係課、関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校などの多くのかたの意見を取り入れながら取り組みを広げます。

2 計画の進行管理

計画に基づく施策の進捗状況を確認・評価していきます。また、施策の実施に当たっては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、検証した結果に基づき、必要に応じ改善を図ります。

第7章

資料編

那珂市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 24 日

条例第 33 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、那珂市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に規定する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援に関する施策に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子ども関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は、第3条に規定する委員のうちから、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選によりそれぞれ定め、部会の運営については、前条の規定を準用する。
- 5 部会において調査等を行った場合は、当該調査等の結果を会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部こども課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

那珂市子ども・子育て支援事業計画推進ワーキング委員会設置要項

平成 25 年 8 月 9 日

那珂市訓令第 18 号

(設置)

第1条 那珂市子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づく、那珂市子ども・子育て支援事業計画の策定に係る調査等を行うため、那珂市子ども・子育て支援事業計画推進ワーキング委員会（以下「ワーキング委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキング委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる事項について調査及び検討する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査
- (2) 子ども・子育て支援事業計画の策定方針
- (3) その他必要と認める事項

(委員及び任期)

第3条 委員は、別表に定めるものの中から、市長が任命する。

2 前項に定めるもののほか、市長は必要に応じ、専門的知識を有する者を委嘱し、又は任命することができる。

3 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。ただし、その所属において任命された委員の任期は、その所属にある期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 ワーキング委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 委員長は、会務を総理し、ワーキング委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 ワーキング委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第6条 ワーキング委員会の庶務は、保健福祉部こども課において処理する。

(補則)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

課名等	グループ名等
政策企画課	政策企画グループ
市民協働課	市民活動グループ
防災課	防災グループ
社会福祉課	障がい者支援グループ
こども課	総括課長補佐
こども課	子育て支援グループ
菅谷保育所	保育士
子育て支援センター	保育士
こども発達相談センター	こども発達相談グループ
健康推進課	母子保健グループ
商工観光課	商工観光グループ
都市計画課	都市計画グループ
学校教育課	総括課長補佐
学校教育課	学務・施設グループ
幼稚園	幼稚園教諭
生涯学習課	社会教育グループ
社会福祉協議会	地域福祉グループ

那珂市子ども・子育て会議委員名簿

氏 名	所属団体名等	役 職
萩野谷 康 男	那珂市保健福祉部長	会長
椎 名 猛 博	那珂市連合民生委員児童委員協議会会長	副会長
神 永 直 美	茨城女子短期大学保育科長 大成学園幼稚園長	
山 田 日出美	ゆたか保育園長	
間 宮 一	那珂市まちづくり協議会会長	
木 村 純 子	那珂市商工会女性部	
中 道 香 織	茨城女子短期大学卒業生	
山 田 満 彦	市民代表（公募）	
柏 修	那珂市立芳野小学校長	
平 野 理	那珂市PTA連絡協議会会長	
浅 野 晶 子	那珂市幼稚園PTA連絡協議会会長	
櫻 井 敏 子	子育て支援サークル代表	
和 田 光 江	那珂市民生委員児童母子委員長	
会 沢 直	那珂市教育委員会教育部長	

那珂市子ども・子育て支援事業計画ワーキング委員会委員名簿

氏 名	所属課職名	役職
清 水 貴	学校教育課課長補佐（総括）	委員長
柴 田 真 一	市民協働課市民活動グループ係長	副委員長
浜 名 哲 士	政策企画課政策企画グループ係長	
寺 門 光 秀	防災課防災グループ主幹	
大曾根 香 澄	社会福祉課障がい者支援グループ係長	
木 村 恵 子	菅谷保育所所長補佐	
皆 川 光 子	子育て支援センター主任保育士	
助 川 淳 子	こども発達相談センター こども発達相談グループ長	
大 畠 雅 子	健康推進課母子保健グループ技査	
菊 池 幸	商工観光課商工観光グループ主事	
道 口 峻 司	都市計画課都市計画グループ主事	
浅 川 舞 子	学校教育課学務・施設グループ主幹	
林 喜代美	菅谷幼稚園副園長	
赤 津 雄 史	生涯学習課社会教育グループ主査	
澤 井 歩 実	社会福祉協議会地域福祉グループ主幹	

事 務 局

高 橋 秀 貴	こども課長
園 部 勢津子	学校教育課長
大 内 幸 志	こども課課長補佐（総括）
大 森 晃 子	こども課子育て支援グループ長
坂 本 武 志	こども課子育て支援グループ係長

子ども・子育て支援新制度に関する用語集

あ 行

●育児休業

労働者は、対象となる子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は、1歳6か月）に達するまでの間で、申し出により子どもを養育するための休業を取得することができ、事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取り扱いをすることを禁止されている。また、育児休業のほか、一定の要件を満たした中で、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限（小学校就学前の子どもの養育を行う場合）の制度、勤務時間の短縮など（3歳未満の子どもの養育を行う場合）の措置がある。

か 行

●家庭的保育（保育ママ）

主に0～2歳児の乳幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。

●教育・保育施設

認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。

●居宅訪問型保育

主に0～2歳児の乳幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。

●子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」をいう。

●子ども・子育て関連3法

平成24年8月に成立した①「子ども・子育て支援法」、②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

●子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行うものが実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

●子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。

さ 行

●事業所内保育

主に0～2歳児の乳幼児を対象とし、事業所内の施設（事業所内保育所）において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。

●次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成17年から平成26年までの10年間に計画的に取り組んでいくことを目的に、平成17年4月1日から施行されている法律。平成27年3月31日迄の時限立法であったが10年延長された。

●施設型給付

子ども・子育て関連3法に基づく制度の一つで、認定こども園（4類型）・幼稚園・保育所を対象とした財政支援。

●児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉による脅かし、無視、兄弟間の差別など）、ネグレクト（育児放棄・保護の怠慢）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。児童虐待を受けたと思われる児童（乳幼児）を発見した場合は、速やかに児童相談所等に通告することが義務づけられている。

●小規模保育

主に0～2歳児の乳幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。

※A型 保育所分園、ミニ保育所に近い類型

※B型 中間型

※C型 家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型

た 行

●地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する以下の13事業のことをいう。

- 1 利用者支援事業
- 2 地域子育て支援拠点事業
- 3 妊婦健康診査事業
- 4 乳児家庭全戸訪問事業
- 5 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
（その他要保護児童等の支援に資する事業）
- 6 子育て短期支援事業
- 7 ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- 8 一時預かり事業
- 9 時間外保育事業（延長保育事業）
- 10 病児・病後児保育事業
- 11 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

●地域型保育給付

子ども・子育て関連3法に基づく制度の一つで、新たに市町村の認可事業となる、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つの保育事業を対象とした財政支援。

●地域型保育事業

家庭的保育、小規模保育、事業所内保育及び居宅訪問型保育を行う事業。

●特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のことであり、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

な 行

●認定こども園

幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備えた施設。都道府県知事が認定する。

※**幼保連携型**…認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体型な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たす型。

※**幼稚園型**…認可幼稚園が、保育の必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす型。

※**保育所型**…認可保育所が、保育の必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たす型。

※**地方裁量型**…認可のない地域の教育・保育施設が認定こども園として機能を果たす型。

は 行

●保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組み。

※1号認定子ども 満3歳以上で学校教育のみ（保育の必要性なし）

※2号認定子ども 満3歳以上で保育の必要性あり

※3号認定こども 満3歳未満で保育の必要性あり

那珂市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

編集・発行：那珂市保健福祉部こども課

子育て支援グループ

〒311-0192 茨城県那珂市福田 1819 番地 5

電 話 029-298-1111（代表）

FAX 029-352-1021